

セムトスルトキハ軌道經營者ハ之ヲ拒ムコトヲ得
ス公共團體カ第十八條第一項ノ規定ニ依ル買收
ヲ爲ス場合ニ於テハ軌道經營者ハ兼業ニ屬スル資
産及軌道經營ニ必要ナル貯藏物品ノ買收ヲ求ムル
コトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ買收價額ニ付協議調ハサルト
キハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第二十一條 軌道會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株
金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得

軌道會社ハ株金全額拂込前ト雖主務大臣ノ認可ヲ
受ケ線路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其ノ資
本ヲ増加スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ地方鐵道會社ニ非サル會社カ兼業
トシテ軌道ヲ敷設スル場合ニハ之ヲ適用セス

第二十二條 軌道會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ
非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 左ノ場合ニ於テハ特許ハ其ノ效力ヲ失
フ
一 工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザ

ルトキ

二 工事施行ノ認可ヲ受ケサルトキ
三 事業廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

四 特許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ工
事施行ノ認可申請期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲
ササルトキ

第二十四條 軌道經營者軌道ニ關スル工作物ノ使用
ヲ廢止シタルトキハ地方長官ノ指示スル所ニ從ヒ
道路ヲ原狀ニ回復スヘシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ軌道經營者ノ負
擔ニ於テ道路管理者ヲシテ前項ノ規定ニ依ル工事
ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官ニ委任スル
コトヲ得

第二十六條 地方鐵道法第七條第二項、第三項、第
八條第一項、第十條第二項、第十一條、第十五條
第十七條、第十九條第二項、第二十三條第二項、
第三項、第二十五條、第二十七條、第三十條第二

項及第三十六條ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ地
方鐵道法第七條第三項及第八條第一項中鐵道抵當
法トアルハ明治四十二年法律第二十八號トス

第二十七條 軌道經營者カ法令若ハ法令ニ基キテ爲
ス命令又ハ特許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ
違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ
主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト
二 他人ヲシテ軌道經營者ノ計算ニ於テ必要ナル
施設又ハ事業ノ管理ヲ爲サシムルコト

三 特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト
前項ノ規定ニ依リテ解任セラレタル取締役其ノ他
ノ役員ハ再任セララルコトヲ得ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ事業ノ管理ヲ爲ス者ハ
其ノ管理ニ付主務大臣ニ對シ當該軌道經營者ト共
ニ其ノ責ニ任ス

第二十八條 特許ヲ受ケスシテ軌道ヲ敷設シ又ハ認
可ヲ受ケスシテ運輸ヲ開始シタル者ハ百圓以上二
千圓以下ノ罰金ニ處ス

【第十類】 交通・通信 第二項 軌道法

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ軌道經營者又ハ其ノ
役員若ハ使用人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 前條ノ場合ヲ除ク外本法ニ依リ許可又ハ認可
ヲ受クヘキ事項ヲ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ爲
シタルトキ

二 法令ニ基キテ爲シタル命令又ハ特許許可若ハ
認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル命令ニ違
反シタルトキ

三 監査員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタルトキ
四 法令又ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ依リテ爲ス
ヘキ届出報告其ノ他ノ書類圖面ノ提出若ハ調製
ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出、報告若ハ記載ヲ爲シタ
ルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定
ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十條 前二條ノ規定ハ公共團體カ軌道ヲ經營ス
ル場合ニ之ヲ適用セス

第三十一條 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル軌道ニ準
スヘキモノニ之ヲ準用ス

前項ノ軌道ニ準スヘキモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十二條 國ニ於テ軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスルトキハ當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スヘシ其ノ工事施行ニ付亦同シ(下略)

●軌道法施行規則

大正一二年一二月內務、鐵道兩省令

- 第一條 軌道ノ特許申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スヘシ
- 一 起業目論見書
 - 二 線路豫測圖
 - 三 建設費概算書(第一號樣式)
 - 四 運輸事業ノ收支概算書(第二號樣式)
- 軌道ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得サル場合ニ在リテハ其ノ事由書ヲ前項申請書ニ添附スヘシ
- 第二條 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 目的(旅客運送、荷物運送ノ別)
 - 二 商號又ハ名稱、主タル事務所ノ設置地
 - 三 軌道事業ニ要スル資金ノ總額及其ノ出資方法

- 四 線路ノ起終點及併用軌道ノ始終點ノ地名、地番並其ノ經過市町村名
 - 五 軌道ヲ敷設スヘキ道路ノ種類毎ノ延長、一般幅員及計畫幅員
 - 六 線路ノ延長及單線、複線等ノ別
 - 七 軌間及車輛ノ最大幅員
 - 八 動力(人力、馬力、蒸汽、電氣等ノ別)、電氣ヲ動力トスルモノニシテ自ラ發電設備ヲ有スルモノニ在リテハ原動力ノ種類(火力、水力ノ別)他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノニ在リテハ供給者名
- 第三條 線路豫測圖ハ縮尺二萬五千分一以上ノ平面圖トシ線路ノ經過市町村名、地形、一キロメートル又ハ半哩毎及單線複線等ノ分界點ノキロメートル程又ハ哩程、道路ノ種類並沿線人家連擔ノ狀況ヲ記シ縮尺、方位ヲ示スヘシ
- 第四條 地方長官特許申請書ヲ受付タルトキハ期限ヲ指定シ軌道敷設ニ關シ關係道路管理者ノ意見ヲ徵スヘシ

- 道路管理者ハ前項ノ意見ヲ決定スルニ付期限ヲ指定シ道路ニ關スル費用ヲ負擔スル公共團體ノ議會ノ意見ヲ徵スヘシ
- 前二項ノ場合ニ於テ期限内ニ意見ヲ答申セザルトキハ直ニ之ヲ處理スルコトヲ得
- 第五條 地方長官ハ特許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添ヘ特許ノ許否ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ申達スヘシ
- 一 申請者ノ資産及信用程度
 - 二 事業ノ成否
 - 三 事業ノ效果
 - 四 道路管理者ノ意見
 - 五 他ノ鐵道又ハ軌道(未開業ノ鐵道又ハ軌道ヲ含ム)ニ及ボス影響
 - 六 他ノ鐵道又ハ軌道ノ競願アルトキハ其ノ鐵道又ハ軌道ノ名稱、區間、申請者名及申請書ノ受付年月日
- 第六條 工事施行ノ認可ヲ受クル前ニ於テ起業目論見書ノ記載事項ヲ變更セムトスルトキハ內務大臣

【第十類】交通・通信 第二項 軌道法施行規則

- 及鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ商號又ハ名稱主タル事務所ノ設置地及電力供給者ノ變更ハ之ヲ届出ツヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ記載事項ノ變更カ道路ニ重大ナル關係ヲ有スルトキハ第四條ノ規定ヲ準用ス
- 第七條 工事施行認可申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スヘシ
- 一 線路實測圖
 - 二 工事方法書
 - 三 建設費豫算書(第三號樣式)
 - 四 特許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社設立登記簿本
- 第八條 線路實測圖ハ左ノ三種トス
- 一 平面圖
- 縮尺ハ二千五百分一以上トシ線路ノ左右各四十メートル又ハ二十間以内ノ地形ヲ明ニシ道路ノ種類、軌道ノ中心線、線路ノ單線複線等ノ分界點ノキロメートル程又ハ哩程、道路水路等ノ附換人家連擔又ハ連擔スヘキ箇所、行政區劃ノ境

界縮尺及方位ヲ示スヘシ
線路ノ中心線ニハ二百メートル又ハ八分一哩毎
ニキロメートル程又ハ哩程ヲ記シ曲線ノ半徑、
交角、停留場ノ位置、名稱及中心キロメートル
程又ハ哩程ヲ記スヘシ

二 縱斷圖面

縮尺ハ横平面圖ト同一、縱二百分一以上トシ中
心線ノ地盤高及施行基面高ヲ二十メートル又ハ
一鎖毎ニ記シ隧道ノ長、橋梁溝橋ノ徑間及徑間
數、桁ノ種類及材質、停留場ノ名稱及中心キロ
メートル程又ハ哩程、交通頻繁ナル踏切道並線
路ノ勾配ヲ記シ縮尺ヲ示スヘシ

三 軌道ヲ敷設スル道路ノ橫斷定規圖

軌道ノ中心、車道歩道ノ區別、橫斷勾配、路上
建築物ノ位置、車體外有效幅員ヲ記スヘシ

第九條 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 動力
- 二 軌間
- 三 單線、複線等ノ別

四 軌道中心間隔

五 最小曲線半徑及最急勾配

六 土工定規(新設軌道ニ限ル)

七 橋梁、溝橋

八 隧道

九 軌條、轉轍器、轍叉及枕木

十 停留場

十一 踏切ノ構造(圖面ニ依リ明示スルコト)

十二 他ノ軌道又ハ鐵道トノ交叉方法

十三 閉塞信號機

十四 車輛

十五 特殊設計

電氣ヲ動力トスルモノニ在リテハ前項ノ外左ノ事
項ヲ記載スヘシ

- 一 送電系統
- 二 電氣軌道ノ方式
- 三 發電所、變壓所、蓄電所及配電所
- 四 送電線路及饋電線路
- 五 電車線路

六 電氣機關車及電車

七 軌道ノ動力トシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クル
場合

(イ) 供給電力ノ電氣方式、最大電壓、容量及
受給時間

(ロ) 送電上ノ責任分界點、電氣工作物ノ所有
權分界點(圖面ニ依リ明示スルコト)

(ハ) 受電設備ノ大要(圖面ヲ添附シ説明スル
コト)

地方鐵道法施行規則第十二條ノ規定ハ前二項ニ規
定スル事項ノ記載方法ニ之ヲ準用ス
併用軌道ニ在リテハ前三項ニ規定スルモノヲ除ク
ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 道路ノ種類毎ニ區別セル併用軌道ノ延長及其
ノ始終點ノ地名、地番

二 軌道ノ構造及道路ノ鋪裝(圖面ニ依リ明示ス
ルコト)

三 軌道ノ排水設備(圖面ニ依リ明示スルコト)

第十條 地方長官工事施行認可申請書ヲ受付タルト

【第十類】 交通・通信 第二項 軌道法施行規則

キハ軌道工事ニ關シ關係道路管理者ノ意見ヲ徵シ
認可ノ可否ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ申達スヘシ
第四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ヲ變更
セムトスルトキハ第八條ノ規定ニ準シ線路實測圖
(新舊對照圖添附)ヲ、工事方法書ノ記載事項ヲ變
更セムトスルトキハ第九條ノ規定ニ準シ變更セム
トスル事項ニ關スル工事方法書(停留場ノ變更ニ
在リテハ新舊對照圖添附)ヲ作製シ其ノ事由ヲ具
シ内務大臣及鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可申請書ニハ工費豫算書ヲ添附シ工費支
出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル變更ニ付テ
ハ此ノ限ニアラス
第一項ノ場合ニ於テ變更セムトスル事項カ道路ニ
重大ナル關係ヲ有スルトキハ第四條ノ規定ヲ準用
ス

第十二條 工事施行又ハ前條第一項ノ認可申請書ヲ
提出スルトキハ同時ニ軌道敷設ノ爲ニスル道路及
河川ノ占用面積圖ヲ地方長官ニ提出スヘシ

工事施行又ハ前條第一項ノ認可アリタルトキハ地方長官其ノ旨ヲ道路又ハ河川管理者ニ通知シ前項ノ占用面積圖ヲ送付スヘシ

第十三條 軌道經營者工事ニ著手シ又ハ之ヲ竣功セシメタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ地方長官ハ遲滞ナク之ヲ内務大臣及鐵道大臣ニ報告スヘシ

第十四條 地方長官軌道法第八條ノ規定ニ依リ道路管理者ヲシテ工事ヲ執行セシメトスルトキハ道路管理者及軌道經營者ノ意見ヲ徵シ事由ヲ具シ左ノ書類ヲ添附シ内務大臣及鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 工事設計書
- 二 工費豫算書
- 三 工費負擔調書
- 四 道路ニ關スル費用ヲ負擔スル公共團體ノ當該年度歲入出豫算書

第十五條 地方長官前條ノ認可ヲ受ケタルトキハ工事ノ設計、著手及竣功ノ期限並工費豫算書ヲ道路

第十八條 第十五條ノ規定ハ軌道法第十二條第二項及第二十四條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 旅客運賃ノ認可申請書ニハキロメートル制又ハ哩制ニ在リテハ一キロメートル當又ハ一哩當ノ運賃、區間制ニ在リテハ區間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃及運賃計算ノ方法ヲ記載シ鐵道大臣ニ之ヲ提出スヘシ

前項ノ申請書ニハキロメートル制又ハ哩制及區間制ニ在リテハ實測換算中心キロメートル程表又ハ哩程表(第四號様式)營業キロメートル程表又ハ哩程表(第五號様式)及旅客運賃表(第六號様式)ヲ添附スヘシ

第二十條 荷物運賃ノ認可申請書ニハ手荷物、荷物等ヲ區別シ其ノ品種等級ニ依リキロメートル制又ハ哩制ニ在リテハ一キロメートル當又ハ一哩當運賃區間制ニ在リテハ區間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃並運賃計算ノ方法ヲ記載シ鐵道大臣ニ之ヲ提出スヘシ

荷物運賃ニ關シ別ニ營業キロメートル程又ハ哩程

【第十類】交通・通信 第二項 軌道法施行規則

管理者ニ示シ工事ヲ執行セシメ軌道經營者ニ之ヲ通知スヘシ

道路管理者工事ヲ竣功セシメタルトキハ遲滞ナク工事竣功調書及工費精算書ヲ作製シ地方長官ニ報告シ軌道經營者ニ通知スヘシ

第十六條 道路管理者軌道法第九條ノ規定ニ依リ軌道敷地ヲ道路敷地ト爲サムトスルトキハ其ノ事由及區間ヲ記載シ工事設計書ヲ添附シ内務大臣及鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ道路管理者ハ軌道經營者ノ意見ヲ徵シ之ヲ申請書ニ附記スベシ

道路管理者前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク道路敷地ト爲スヘキ區間ヲ示シ工事設計書ヲ添附シ其ノ旨ヲ軌道經營者ニ通知スヘシ

第十七條 地方長官運輸開始認可申請書ヲ受付タルトキハ工事ヲ検査シ支障ナシト認めタル場合ニ限リ運輸開始ヲ認可スヘシ

軌道經營者運輸ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 旅客運賃又ハ荷物運賃ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ變更後ニ於ケル收支豫算書ヲ添附シ鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 運輸ニ關スル料金ノ認可申請書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ鐵道大臣ニ之ヲ提出スヘシ運輸ニ關スル料金ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條 前四條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル運賃又ハ料金ヲ實施シタルトキハ遲滞ナク其ノ月日ヲ鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ

第二十四條 運轉時刻ノ認可申請書ニハ發著時刻表ヲ添附スヘシ但シ左ノ事項ヲ記載シタル場合ニ於テハ之ヲ省略スルコトヲ得

一 運轉系統

二 各運轉系統ニ於ケル始發及終發時刻

三 各運轉系統ニ於ケルキロメートル程又ハ哩程運轉所要時分及停車時分(新設軌道ト併用軌道ト其ノ平均運轉速度ヲ異ニスルトキハ區別記載スルコト)

四 各運轉系統ニ於ケル發車度數(第八號様式)前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

前二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル運轉時刻ヲ實施シタルトキハ遲滯ナク其ノ月日ヲ鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 軌道法第十八條第二項ノ規定ニ依ル買收ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 買收ノ事由書
- 二 買收物件ノ範圍ニ關スル調書
- 三 買收價格算出説明書
- 四 買收ニ關シ軌道經營者ト爲シタル交渉ノ顛末書
- 五 買收代價支拂ニ關スル説明書(支拂ノ方法、時期等ヲ記載スルコト)

之ヲ準用ス但シ監督官廳トアルハ内務大臣、鐵道大臣及地方長官トス

第二十八條 地方鐵道法施行規則第二十條但書ノ場合ニ於テ内務大臣ニ提出スル申請書ニハ地方鐵道ノ車輛ニ限リ機關車ニ在リテハ重量、主要寸法(圖面ヲ除ク)、制動機ノ種類及裝置ヲ、客車及貨車ニ在リテハ車種、輛數、自重、定員、定員一人ニ對スル客室面積、積載容量、積載、重量、最大寸法、固定輪軸距、制動機ノ種類及裝置並汽動車、電氣機關車及電車ニ關スル事項ヲ記載スヘシ地方鐵道法施行規則第二十六條ノ認可申請ニ付亦同シ

第二十九條 軌道法又ハ本令ノ規定ニ依ル特許、許可及認可申請書並屆書ハ軌道ヲ敷設スル地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ但シ二府縣以上ニ亙リ敷設スル軌道ニ在リテハ事件カニ府縣以上ニ關スル場合ニ限リ其ノ起點所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

前項但書ノ場合ニ於テ申請書又ハ屆書ヲ受付タル地方長官ハ關係地方長官ニ商議スヘシ

【第十類】 交通通信 第二項 自動車取締令

六 買收ニ關スル公共團體ノ議會ノ決議書謄本

七 買收後ニ於ケル軌道事業計畫書及收支豫算書

八 公共團體ノ常該年度歲入出豫算書

第二十六條 車輛ノ衝突、顛覆其ノ他旅客ニ死傷ヲ生シタル重大ナル運轉事故ハ即時電信、電話又ハ口頭ヲ以テ内務大臣、鐵道大臣及地方長官ニ報告スルノ外七日以内ニ第九號様式ニ依リ内務大臣、鐵道大臣及地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

前項以外ノ事故ハ一月分ヲ取纏メ翌月十五日限り第十號様式ニ依リ鐵道大臣及地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第二十七條 地方鐵道法施行規則第三條、第八條、第十三條、第十五條、第二十條、第二十一條、第二十五條第一項第二項、第二十六條、第二十七條、第三十條乃至第三十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第四十九條、第五十一條及第五十二條ノ規定ハ之ヲ軌道ニ準用ス但シ監督官廳トアルハ内務大臣及鐵道大臣トス

地方鐵道法施行規則第十八條ノ規定ハ新設軌道ニ

附則

本令ハ軌道法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
從來爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

● 自動車取締令

大正八年一月内務省令第一號

- 第一條** 本令ニ於テ自動車ト稱スルハ原動機ヲ用キ軌道ニ依ラスシテ運轉スル車輛ヲ謂フ
- 第二條** 自動車ノ通行スル道路、區域又ハ時間ニ關スル制限ハ地方長官之ヲ定ム
- 第三條** 自動車ノ最高速度ハ一時間十六哩トス但シ地方長官ハ道路、區域、時間又ハ自動車ノ種類ヲ指定シテ之ニ異ナル速度ヲ定ムルコトヲ得
- 第四條** 自動車ハ左ノ各號ノ構造裝置ヲ具備スルコトヲ要ス
 - 一 轍ハ護謨製ノモノタルヘキコト但シ貨車ニ在

- リテハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ之ニ異ナルモノヲ用ウルコトヲ得
- 二 各獨立ニ作用スヘキ二箇以上ノ制動機ヲ備フヘキコト
- 三 變速機ヲ備ヘ且運轉手ノ賭易キ箇所ニ速度計ヲ備フヘキコト
- 四 蒸氣、瓦斯又ハ油其ノ他爆發性若ハ可燃性ノモノヲ容ルヘキ箇、管及氣筒電氣裝置等ハ堅牢ニ作り漏洩又ハ危險ノ虞ナキモノタルコト
- 五 運轉ニ際シ甚シキ騒響ヲ發シ又ハ有臭若ハ有害ノ瓦斯若ハ煤煙ヲ多量ニ發散セサル構造タルヘキコト
- 六 車輛ノ總重量八百封以上ノ自動車ハ短半徑ヲ以テ容易ニ方向ヲ轉シ及逆行シ得ヘキ裝置ヲ有スヘキコト
- 七 適當ナル音響器ヲ備フヘキコト
- 八 車輛ノ前面ニハ二箇以上後面ニハ一箇以上ノ相當光力ヲ有スル燈火ヲ備ヘ後面燈火ハ運轉手ノ座席ヨリ消燈シ得サル樣裝置スヘキコト

- 第五條 營業用又ハ自家用ノ爲自動車ヲ使用セムトスル者ハ主タル使用地ノ地方長官ニ願出テ其ノ検査ヲ受クヘシ
- 商品トシテ自動車ヲ所持スル者ハ自動車所在地ノ地方長官ノ検査ヲ受クルコトヲ得
- 検査ニ合格シタルトキハ検査ノ證明ヲ爲シ車輛番號ヲ指示ス
- 検査證明ノ爲検査證ヲ交付セラレタルトキハ車體内部ニ之ヲ標示スヘシ
- 第六條 自動車ノ主タル使用地ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨後ノ使用地ノ地方長官ニ届出テ更ニ車輛番號ノ指示ヲ受クヘシ
- 検査ニ合格シタル自動車ヲ讓受又ハ相續シタル者ハ其ノ旨主タル使用地商品トシテ讓受又ハ相續シタルモノニ在リテハ其所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ其ノ主タル使用地商品トシテ讓受又ハ相續シタルモノニ在リテハ其所在地ニ在リテハ其所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ
- 第七條 自動車ノ構造裝置ニシテ左ノ各號ノ部分ヲ

變更シタルトキハ更ニ地方長官ノ検査ヲ受クヘシ

- 一 原動機
- 二 爆發性若ハ可燃性ノモノヲ容ルヘキ箇管
- 三 氣筒及曲柄
- 四 制動機、變速機及換向機
- 五 電氣裝置電路ヲ除ク
- 六 車臺
- 七 車體

第八條 検査ニ合格シタル自動車ニ非サレハ使用スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ検査又ハ試運轉若ハ運搬等ノ爲一時自動車ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

第九條 當該地方長官ハ定期又ハ臨時ニ自動車ノ検査ヲ行ヒ必要ト認メタルトキハ使用人ノ禁止ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ使用ノ禁止ヲ命セラレタルトキハ検査證ヲ返納シ其ノ他検査證明ノ取消ヲ受クヘシ

第十條 營業用又ハ自家用ノ爲自動車ヲ使用スルモノハ其ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル

【第十類】 交通・通信 第二項 自動車取締令

注意ヲ爲スヘシ

- 第十一條 營業用又ハ自家用ノ爲自動車ヲ使用スル者其ノ使用ヲ廢止シタルトキハ地方長官ニ届出テ検査證ヲ返納シ其ノ他検査證明ノ取消ヲ受クヘシ
- 第十二條 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ムトスル者ニシテ一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノハ營業地ノ地方長官其ノ他ノモノハ營業所所在地ノ地方長官ニ願出テ其ノ免許ヲ受クヘシ
- 第十三條 前條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓受又ハ相續スルコトヲ得ス
- 第十四條 營業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ但シ一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノニ在リテハ廢止前營業地ノ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十五條 運轉手タラムトスル者ハ主タル就業地ノ地方長官ニ願出テ其ノ免許ヲ受クヘシ免許ヲ與ヘタルトキハ免許證ヲ交付ス
- 運轉手免許證ハ甲乙ノ二種トシ甲種免許證ヲ有ス

ル運轉手ハ各種ノ自動車ヲ運轉スルコトヲ得乙種免許證ヲ有スル運轉手ハ特定又ハ特種ノ自動車ニ非サレハ之ヲ運轉スルコトヲ得ス

運轉手免許ノ有効期間ハ五年トス

第十六條 運轉手ノ免許ハ試驗ニ合格シ左ノ各號ノ

- 一 該當セサル者ニ之ヲ與フ
- 二 十八歳未満ノ者
- 三 精神病者、聾者、啞者又ハ盲者

其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者

運轉手ノ試驗ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ自動車ノ構造、取締規則及實地ノ技能ニ關シ之ヲ行フ

第十六條ノ二 現ニ運轉手タル者ニシテ運轉手免許

ノ有効期間満了後仍ホ引續運轉手タラムトスル者ニ付テハ前條第一項各號ノ一ニ該當セス且相當技量アリト認メタル者ニ限り前條ノ規定ニ拘ラス試驗ノ全部又ハ一部ヲ省略シテ免許ヲ與フルコトヲ得

第十七條 運轉手免許證ハ就業中之ヲ携帯スヘシ

第十八條 自動車検査證又ハ運轉手免許證ヲ滅失シ

又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ地方長官ニ願出ツヘシ

自動車ノ検査證明ヲ毀損シタルトキハ地方長官ニ願出テ更ニ其ノ證明ヲ受クヘシ

第十九條 左ニ掲クル場合ニ於テハ運轉手ハ遲滞ナク免許證ヲ返納スヘシ

- 一 第二十七條ニ依リ免許ノ取消又ハ就業ヲ停止セラレタルトキ
- 二 免許ノ有効期間ヲ經過シタルトキ

運轉手死亡シ又ハ行衛不明ト爲リタルトキハ其ノ雇主、戸主又ハ家族ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十條 運轉手其ノ主タル就業地ヲ變更シタルトキハ五日內ニ免許證ノ寫ヲ添へ後ノ就業地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 前條ノ届出ヲ受ケタル場合ニ於テ當該地方長官必要ト認ムルトキハ第十六條第二項ニ依リ試驗ヲ行フコトヲ得

前項ノ試驗ニ合格セサルトキハ其ノ道府縣內ニ於ケル就業ヲ停止スルコトヲ得

第二十二條

運轉手ヲ雇入レタル者ハ五日內ニ免許證ノ寫ヲ添へ運轉手ノ氏名及住所ヲ地方長官ニ届出スヘシ

運轉手ヲ解雇シタル者ハ十日內ニ運轉手ノ氏名ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十三條

車輛番號ハ車輛ノ前面及後面瞻易キ箇所ニ標示スヘシ

後面車輛番號ハ夜間三十間ノ距離ニ於テ明瞭ニ認メ得ヘキ燈火ヲ以テ照射スヘシ

第二十四條

検査證及車輛番號ハ他ノ車輛ニ使用スルコトヲ得ス

第二十五條

自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ運轉手ハ直ニ其ノ運轉ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ運轉手及其ノ他ノ從業員ハ被害者ノ救護其ノ他ニ付キ必要ナル應急ノ措置ヲ爲スヘシ但シ警察官吏在ルトキハ其ノ指示ニ從フヘシ運轉手其ノ他ノ從業員ハ前項ノ措置ヲ了シ且各本人、雇主、自動車使用者ノ氏名、住所法人ニ在リテハ其ノ名稱

【第十類】 交通・通信 第二項 自動車取締令

又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ地方長官ニ願出ツヘシ

自動車ノ検査證明ヲ毀損シタルトキハ地方長官ニ願出テ更ニ其ノ證明ヲ受クヘシ

第十九條 左ニ掲クル場合ニ於テハ運轉手ハ遲滞ナク免許證ヲ返納スヘシ

- 一 第二十七條ニ依リ免許ノ取消又ハ就業ヲ停止セラレタルトキ
- 二 免許ノ有効期間ヲ經過シタルトキ

運轉手死亡シ又ハ行衛不明ト爲リタルトキハ其ノ雇主、戸主又ハ家族ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十條 運轉手其ノ主タル就業地ヲ變更シタルトキハ五日內ニ免許證ノ寫ヲ添へ後ノ就業地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 前條ノ届出ヲ受ケタル場合ニ於テ當該地方長官必要ト認ムルトキハ第十六條第二項ニ依リ試驗ヲ行フコトヲ得

前項ノ試驗ニ合格セサルトキハ其ノ道府縣內ニ於ケル就業ヲ停止スルコトヲ得

事務所

所在地及車輛番號ヲ警察官吏ニ申告シ、警察官吏在ラサルトキハ被害者若ハ其ノ同伴者ニ同一事項ヲ通告スルニ非サレハ自動車ノ運轉ヲ繼續スルコトヲ得ス

前項後段ノ規定ニ從ヒ自動車ノ運轉ヲ爲シタルトキハ運轉手其ノ他ノ從業員ハ遲滞ナク前各項ノ事實ヲ警察官吏ニ申告スヘシ

乗用者ハ運轉手其ノ他ノ從業員カ前四項ノ措置ヲ爲スニ付之ヲ妨クルコトヲ得ス

第二十六條

地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第十二條ノ規定ニ依リ營業免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトヲ得

- 一 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ百二十日以内ニ營業ヲ開始セサルトキ
- 二 營業ヲ繼續スルニ適セスト認メタルトキ
- 三 公安上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルトキ
- 四 營業免許ノ條件ニ違反シタルトキ
- 五 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第二十七條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ運轉手ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ就業ヲ停止スルコトヲ得

一 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキ

二 第十六條第二項又ハ第三項ニ該當スルニ至リタルトキ

三 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第二十八條 第八條、第十二條、第十三條、第十五條第一項、第二項、第二十五條ノ規定ニ違反シタル者、又ハ第九條第一項、第二十六條及第二十七條ニ基ク地方長官ノ處分ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十九條 過失ニ依リ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十條 故意又ハ過失ニ依リ第五條第四項、第六條、第七條、第九條第二項、第十條、第十一條、

第十四條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十二條乃至第二十四條ノ規定又ハ第二條、第二十一條第二項ニ基ク地方長官ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ第三條及第三條ニ基キテ地方長官ノ定メタル速度ヲ超過シテ自動車ヲ運轉シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス地方長官ノ定メタル期日ニ自動車ノ検査ヲ受クルコトヲ怠リタル者亦同シ

第三十一條 營業用又ハ家用自動車ノ使用者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十三條 自動自轉車サイドカー付ノモノヲ除ク又ハホートベ

ツトノ類ニ付テハ其ノ運轉者ニ對シ第三條、第二十五條及其ノ罰則ノ規定ヲ適用スルノ外本令ヲ適用セズ

前項ノ外特種ノ自動車ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ第四條ノ規定ニ依リ構造裝置ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第三十四條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附則

第三十五條 本令ハ大正八年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本令施行前ニ於テ自動車營業ノ免許ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行前ニ於テ自動車ノ検査又ハ運轉手ノ免許ヲ受ケタル者ハ本令施行後東京府ニ在リテハ六箇月内ニ其ノ他ノ地方ニ在リテハ三箇月内ニ本令ニ依リ検査又ハ免許ヲ受クヘシ
前項ニ依リ運轉手ノ免許ヲ願出テタル者ニ對シテ

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便法

ハ地方長官ハ第十六條第二項ノ規定ニ依リ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

第三十七條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

第三項 郵便法

明治三三年三月法律第五四號
改正 明治四〇年第七號
大正五年第一七號

第一條 郵便ハ政府之ヲ管掌ス

第二條 何人ト雖信書ノ送達ヲ營業トナス事ヲ得ス運送營業者、其代表者又ハ代理人其ノ他ノ從業者ハ其ノ運送方法ニ依リ他人ノ爲ニ信書ノ送達ヲ爲スコトヲ得ス但シ貨物ニ添附スル無封ノ添狀ハ此限ニ在ラス

第三條 運送營業者ハ郵便官署ノ要求アルトキハ其ノ運送方法ニ依リ郵便物ノ運送ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ相當ノ運送料金を支給ス

第四條 職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人及郵便專用車馬等ノ道路ニ障碍アリテ通行シ難キ場合ニ於テ橋壁又ハ欄柵ナキ宅地田畑其ノ他ノ場所ヲ通行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ被害者ノ請求ニ因リ其ノ損害ノ賠償ヲ爲スヘシ

第五條 職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人及郵便專用舟車馬等事故ニ遭遇シタル場合ニ於テ郵便遞送人集配人又ハ郵便吏員ヨリ助力ヲ求メラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ助力者ノ請求ニ依リ相當ノ報酬ヲ爲スヘシ

第六條 職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人郵便專用舟車馬ニ對シテハ渡津、運河、道路、橋梁其ノ他ノ場所ニ於ケル通行錢ヲ請求スルコトヲ得ス職務執行中ノ郵便遞送人、郵便集配人ハ何時ニテモ渡津ノ出船ヲ求ムルコトヲ得

第七條 郵便專用ノ物件及現ニ郵便ノ用ニ供スル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス郵便專用ノ物件ハ何等ノ賦課ヲ受タルコトナシ

付スルコト能ハサルモノハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ於テ之ヲ開披スルコトヲ得

第十五條 前條ニ依リ開披シタル郵便物ニシテ尙配達還付ヲ爲スコト能ハサルモノハ郵便官署ニ於テ之ヲ保管ス

保管ノ郵便物ニシテ有價物ニ非サルモノハ其ノ保管開始ノ日ヨリ三個月内ニ交付ヲ請求スル者ナキ時ハ之ヲ棄却シ其ノ有價物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ其ノ保管ニ過分ノ費用ヲ要スルモノナル時ハ之ヲ賣却シ其代金ヲ保管ス但シ賣却ニ要シタル費用ハ賣却代金ヲ以テ之ニ充ツ

有價物及賣却代金ハ郵便物ト保管開始ノ日ヨリ一今年内ニ交付ヲ請求スル者ナキ時ハ國庫ニ歸屬ス

第十六條 郵便官署ハ郵便物引受ノ際郵便禁制品ヲ封入シ又ハ成規ニ違反シタルモノアリト認ムル時ハ差出人ニ其ノ開示ヲ求ムルコトヲ得

差出人前項ノ開示ヲ拒ミタル時ハ其郵便物ノ取扱ヲ拒絕ス

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便法

郵便物及其取扱ニ必要ナル物件ハ海損ヲ分擔セス

第八條 郵便官署ハ郵便物ノ遞送中其ノ發送ノ準備完了ノ後ニ限リ其ノ差押ヲ拒ムコトヲ得

第九條 郵便物検査ヲ受クヘキ場合ニ於テハ他ノ物件ニ先チテ直ニ検査ヲ受ク

第十條 郵便取扱ニ關シ無能力者ノ郵便官署ニ對シテ爲シタル行為ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

第十一條 郵便官署ハ郵便物ノ受取人ノ眞偽ヲ調査スル爲受取人ヲシテ必要ナル證明ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 郵便物ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ宛所ニ配達ス

第十三條 郵便物ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限リ差出人ノ請求ニ因リ之ヲ還付スルコトヲ得

第十四條 宛所ニ配達シ又ハ受取人ニ交付スルコト能ハサル郵便物ハ差出人ニ還付ス其ノ差出人ニ還

シテ郵便禁制品ヲ封入シ又ハ成規ニ違反シタル物アリト認ムル時ハ差出人又ハ受取人ニ其開示ヲ求ムル事ヲ得

差出人若クハ受取人前項ノ開示ヲ拒ミタル時又ハ差出人若ハ受取人ニ其ノ開示ヲ求ムル事能ハサルトキハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ於テ其ノ郵便物ヲ開披スル事ヲ得

第十七條 郵便物ハ通常郵便物及小包郵便物トス

第十八條 通常郵便物ノ種類及料金ハ左ノ如シ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ料金ヲ低減スルコトヲ得

第一種 書狀 重量四匁又ハ其端數每ニ 金三錢

第二種 郵便葉書 一 通常葉書 金一錢五厘
二 往復葉書 金三錢
三 封緘葉書 金三錢

第三種 每月一回以上刊行 重量二十匁又ハ其ノ端數每ニ 金五厘
第四種 書籍印刷物業務用書類寫字書畫圖
商品見本及鑄形植物學トノ標本

重量三十匁又ハ其端數每ニ 金二錢

八三

第五種 農産物種子 重量三十匁又ハ金一錢
 前項各種ニ該當セサル物件及該當スルモ封緘シタル物ハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス
 異種ノ郵便物ヲ合装シタル物ハ其ノ種類中ノ最高料金ヲ納付スヘキ郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス但シ
 第二種郵便物ヲ他種ノ郵便物ト合装スルトキハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス
 郵便葉書ノ表面又ハ第三種乃至第五種ノ郵便物ニ通信文ヲ記載シタルモノハ特ニ命令ヲ以テ規定シタル場合ヲ除クノ外第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第十九條 小包郵便物ノ料金並郵便物ノ特殊取扱ニ關スル料金ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十條 信書ハ小包郵便物ト爲シ又ハ小包郵便物ニ合装スルトコトヲ得ス但シ無封ノ添狀又ハ送狀ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ主務官署ノ認可ヲ受ケタルモノニ限ル

第二十二條 郵便禁制品ノ種類及郵便物ノ容積、重

量、包装等ニ關スル制限ハ命令ノ定ムル所ニ依ル
第二十三條 受取人ハ郵便料ヲ完納シタル郵便物ノ受取ヲ拒ムコトヲ得ス

差出人ハ還付郵便物ノ受取ヲ拒ムコトヲ得ス
第二十四條 郵便ニ關スル既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ還付セス

第二十五條 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外郵便料未納又ハ不足ノ郵便物ハ受取人其ノ不納額二倍ノ料金ヲ納付シテ之ヲ受取ルコトヲ得其ノ納付ヲ拒ミタルトキハ差出人ニ還付シ差出人ヨリ之ヲ徵收ス受取人不明其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ差出人ニ還付スル場合亦同シ

第二十六條 郵便ニ關スル料金納付ノ義務ハ其ノ納付スヘキ日ヨリ六个月内ニ納付ノ告知ヲ受ケサルニ因リテ消滅ス

第二十七條 郵便ニ關スル料金ノ不納金額ハ郵便官署ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス
 前項ノ不納金額ニ付郵便官署ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

失ハシメタルトキ
四 代金引換郵便物ノ取立ノ取立ヲナサス之ヲ交付シタルトキ
 賠償金額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル
第三十四條 郵便物交附ノ際外部ニ破損ノ痕跡ナク且重量ニ變易ナキトキハ損害ナキモノト看做ス
第三十五條 第三十三條ノ場合ト雖左ノ事項ニ該當スルトキハ損害賠償ノ限ニ在ラス
 一 差出人又ハ受取人ノ過失ニ因リタルトキ
 二 不可抗力ニ因リタルトキ
 三 其郵便物ノ性質又ハ瑕疵ニ因リタルトキ
第三十六條 郵便物ノ差出人又ハ受取人ハ其ノ郵便物ニ郵便官署ノ賠償スヘキ損害アリト認ムルトキハ其ノ受取ヲ拒ムコトヲ得但シ郵便物受取ノ後ハ異議ヲ申立ツル事ヲ得ス
第三十七條 第三十三條ニ依ル損害賠償ハ差出人又ハ其ノ承諾ヲ得タル受取人之ヲ請求スルコトヲ得
第三十八條 本法ニ依ル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ對シ左ノ期間

第二十八條 郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話、年金、恩給支給、國庫

金受拂又ハ收入印紙賣捌ノ事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第二十九條 郵便ニ關スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外郵便切手其他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ヲ以テ納付スヘシ

第三十條 郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ハ政府之ヲ發行ス

第三十一條 郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ノ汚損毀損シタルモノハ其ノ效用ヲ失フ

第三十二條 成規ノ手續ヲ經テ郵便物ヲ交付シタルトキハ正當ノ交付ヲ成シタルモノト看做ス

第三十三條 成規ニ依リ差出シタル郵便物ノ取扱ニ關シ郵便官署ハ左ノ場合ニ限り其損害ヲ賠償ス

- 一 書留通常郵便物ヲ亡失シタルトキ
- 二 書留小包郵便物若クハ價格表記郵便物ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ
- 三 郵便ニ依ル取立金ノ證券ヲ亡失又ハ其效力ヲ

内ニ之ヲ行ハサルニ依リテ消滅ス

一 第四條ニ依ル賠償及第五條ニ依ル報酬ハ其事
實アリタル日ヨリ三ヶ月

二 第二十三條ニ依ル賠償ハ郵便物差出ノ日ヨリ
一ケ年

第三十九條 郵便官署ノ損害賠償又ハ報酬ニ關スル
決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ通知アル日ヨリ三ヶ
月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十條 郵便官署カ損害賠償ヲナシタル後其ノ郵
便物ヲ發見シタルトキハ之ヲ其ノ賠償受領者ニ通
知スヘシ此ノ場合ニ於テ賠償受領者ハ其ノ通知ヲ
受ケタル日ヨリ賠償金ノ全部又ハ一部ヲ返附シ其
ノ郵便物ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第四十一條 第二條ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲
役及千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之
ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其價格ヲ
徵收追徵ス

第四十二條 何人ト雖モ第三條ノ場合ニ於テ郵便物

ノ運送ヲ拒ミ又ハ其ノ運送ヲサササルモノハ千圓
以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第四條ノ場合ニ於テ通行ヲ拒ミ又ハ第
五條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ助力ヲ拒ミ
又ハ第六條ノ場合ニ於テ通行錢ヲ強要シ又ハ正當
ノ事由ナクシテ渡津ノ出舟ヲ拒ミ又ハ第二十三條
ニ違反シテ郵便物ノ受取ヲ拒ミタルモノハ三十圓
以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十四條 郵便官署ノ取扱中ニ係ル信書ノ秘密ヲ
侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰
金ニ處ス

郵便事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ
ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
本條ノ罪ハ告訴ヲ待ツテ之ヲ論ス

第四十五條 削除

第四十六條 郵便禁制品ヲ郵便物トシテ差出タル者
ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ其ノ物件ヲ沒
收ス

第四十七條 不法ニ郵便ニ關スル料金ヲ免レ又ハ他

人ヲシテ之ヲ免レシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金
又ハ科料ニ處ス

郵便事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ
ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 行使ノ目的ヲ以テ帝國政府若ハ郵便聯
合條約國政府ノ發行スル郵便切手其ノ他郵便料金
ヲ表彰スヘキ證券ヲ偽造若ハ變造シ又ハ其ノ使用
ノ痕跡ヲ除去シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
偽造、變造シ若ハ使用ノ痕跡ヲ除去シタル郵便切
手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證券ヲ行使シ又ハ
行使ノ目的ヲ以テ之ヲ輸入シ、人ニ交付若ハ其ノ
交付ヲ受ケタル者ハ罰前項ニ同シ

第四十九條 乃至**第五十一條** 削除

第五十二條 郵便官署ノ取扱中ニ依ル郵便物ヲ正當
ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ放棄シ又ハ
受取人ニ非サルモノニ交付シタル者ハ三年以下ノ
懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百
五十八條又ハ第二百五十九條ニ該當スル場合ニ於
テハ同條ノ刑ニ處ス

第五十三條 郵便事務ニ従事スル者正當ノ事由ナク
シテ郵便物ノ取扱ヲ爲サス又ハ之ヲ遅延セシメタ
ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ
處ス

郵便事務ニ従事スル者重大ナル過失ニ因リ郵便物
ヲ失ヒタルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十四條 郵便專用ノ物件又ハ現ニ郵便ノ用ニ供
スル物件ニ對シ損傷其ノ他郵便ノ障碍ト爲ルヘキ
行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五百圓以
下ノ罰金ニ處ス

第五十五條 第四十一條、第四十四條、第四十七條
第四十八條、第五十二條及第五十四條ノ未遂罪ハ
之ヲ罰ス

第四十八條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備ヲ爲シ
タル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處
シ其ノ用ニ供シタル物ハ之ヲ沒收ス

第五十五條 二 第四十八條ハ何人ヲ問ハス帝國外
ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第五十五條 三 偽造、變造シ又ハ使用ノ痕跡ヲ除

去シタル帝國政府又ハ郵便聯合條約國政府ノ發行
スル郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ハ
何人ニ屬スルヲ問ハス裁判ニ依リ沒收スル場合ノ
外行政處分ヲ以テ之ヲ官沒ス

官沒ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 郵便物ニ關シ條約ニ別段ノ規定アルモ
ノハ各其ノ規定ニ依ル

第五十七條 本法ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ
施行ス

郵便條例中第十二章及第二百四十二條以外ノ條項
小包郵便法及郵便聯合國郵便切手保護法ハ之ヲ廢
止ス

第五十八條 本法施行前ニ差出シタル郵便ニ關シテ
ハ郵便物條例及ヒ小包郵便法ヲ適用ス

附則 (大正五年三月法律第一七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正五年七月
勅令第一八四號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ差出シタル郵便物郵便ニ依ル取立金又
ハ本法施行前ニ生シタル損害賠償ニ關シテハ仍從前

ノ例ニ依ル
刑法施行法第二十六條第十號ハ之ヲ削ル

●郵便規則

明治三三年遞信省令第十二號

改正 大正一五年第四〇號改正迄

第一章 郵便物ノ種別

第一節 總則

第一條 内地相互間竝内地ト朝鮮、臺灣、樺太及南
洋群島相互間ニ發着スル郵便物ノ取扱ニ關シテハ
本令ノ定ムル所ニ依ル但シ名宛地内ノ取扱ニ關シ
テハ各其ノ宛地ニ施行スル法令ニ依ル

第一條ノ二 左ノ物件ヲ郵便禁制品トス

- 一 公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スヘキ文書、圖
畫其ノ他ノ物件但シ犯罪捜査其ノ他ノ必要ニ依
リ官署相互間ニ發着スルモノニシテ封緘シ且書
留又ハ價格表記ト爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラ
ス
- 二 爆發性、發火性其ノ他郵便吏員ニ危害ヲ加ヘ

又ハ郵便物ニ損害ヲ與フヘキ物件但シ爆發性、
發火性以外ノ藥品及生活セル病原菌並病原菌含
有ノ疑アル検査材料ニシテ別ニ定ムル所ニ依リ
特別ノ包装ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 法令ニ依リ移出入ヲ禁シタル物件但シ移出又
ハ移入ヲ爲ササル場合ヲ除ク

第一條ノ三 左ノ物件ハ小包郵便ニ依ルニ非サレハ
郵便物トシテ之ヲ移出又ハ移入スルコトヲ得ス

一 名宛地ニ於テ移入税又ハ内國稅ヲ課シ若ハ差
出地ニ於テ出港稅ヲ課スヘキ物件

二 移出又ハ移入ニ關シ政府ノ許可又ハ検査ヲ受
ケ若ハ法令ノ規定ニ依ル特別ノ手續ヲ要スル物
件

第二條 通貨ハ通貨價格表記ト爲スニ非サレハ郵便
物トシテ之ヲ差出スコトヲ得ス

金銀、寶石珠玉其ノ他ノ貴重品ハ物品價格表記若
ハ書留ト爲スカ又ハ通貨價格表記ニ合裝スルニ非
サレハ郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得ス

第三條 通常郵便物ノ容積ハ其ノ長一尺三寸幅八寸

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便規則

五分厚五寸ヲ限トシ其ノ重量ハ第三種乃至第五種
郵便物ニ在リテハ三百匁商品見本及雛形ニ在リテ
ハ百匁ヲ超過スヘカラス

小包郵便物ノ容積ト其ノ長幅及厚各二尺ヲ限トシ
其ノ幅及厚各五寸以内ノモノハ長三尺ヲ限トシ其
ノ重量ハ一貫六百匁ヲ超過スヘカラス

第四條 郵便物ノ容積及重量ノ制限ヲ超過シ其ノ他
成規ニ違反シテ差出シタル郵便物ハ特ニ規定シタ
ル場合ノ外之ヲ差出人ニ還付ス

前項ノ場合ニ於ケル料金ノ徵收ニ關シテハ左ノ區
別ニ依ル

一 郵便料未納又ハ不足ノモノナルトキハ其ノ不
納額ノ二倍ヲ徵收ス

二 第二條第一項ノ規定ニ違反シタルモノナルト
キハ通貨價格表記料ノ三倍ヲ徵收ス

三 第二條第二項ノ規定ニ違反シタルモノ通常郵
便物ナルトキハ通常郵便物書留料ノ三倍、小包
郵便物ナルトキハ普通小包郵便料ト書留小包郵
便料トノ差額ノ三倍ヲ徵收ス

四 第四十六條第二項ノ規定ニ違反シタルモノニシテ其ノ價格表記料ニ不足アルトキハ其ノ不足額ニ對スル三倍ヲ徵收ス

五 第二號及第四號ノ場合ニ於テ在中ノ通貨金手圓ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對シテハ價格表記料ノ累加率ニ依リ算定シタル金額ニ相當スル料金ノ三倍ヲ徵收ス

第四條ノ二 郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話、年金恩給支給、國庫金受拂又ハ收入印紙賣捌ノ事務ニ關スル郵便物ハ左ニ掲クルモノニ限り無料ト爲スコトヲ得

一 遞信官署ヨリ發スルモノ

二 損害賠償又ハ料金還付ノ請求ヲ爲ス爲遞信官署ニ宛テ發スルモノ

三 業務上ノ必要ニ著キ遞信官署ノ依頼ニ依リ遞信官署ニ宛テ發スルモノ

四 遞信官署ニ對シ注意ヲ促シ又ハ事故ノ調査ヲ求ムル爲遞信官署ニ宛テ發スルモノ

五 特ニ規定シタルモノ

第五條 無料郵便物ハ其ノ表面ニ「通信事務」ノ文字ヲ記載スヘシ

無料郵便物ノ差出人又ハ受取人カ官署若ハ官吏ナルトキハ其ノ官署名若ハ官職氏名私人ナルトキハ其ノ宿所氏名ヲ外部ニ明記スヘシ

前二項ノ規定ニ反スル郵便物ハ有料郵便物トシテ取扱フ

第六條ノ一 無料ノ性質ヲ有セサルモノヲ無料郵便物トシテ差出シタルトキハ差出人ニ還付シ未納額ノ二倍ヲ徵收ス

無料郵便物ニ無料ノ性質ヲ有セサル音信文ヲ記載シ又ハ有料郵便物ヲ添附シタルモノ亦同シ

第六條ノ二 小包郵便料及特殊取扱ヲ要スル郵便ニ關スル料金ハ前納ニ限ル但シ留置ト爲シタル普通通常郵便料及特ニ規定シタルモノハ此ノ限ニアラス

第七條 郵便ニ關スル料金ノ未納又ハ不足カ郵便官署ノ過失ニ依リタルトキハ其ノ不納額ハ之ヲ徵收セス

第八條 郵便ニ關スル料金ニシテ左ニ記載シタルモノハ其ノ納付人ノ請求ニ依リ通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨、郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

一 郵便官署ノ過失ニ因リ徵收シタル郵便ニ關スル料金

二 特殊取扱ノ請求アリタル郵便物ニシテ郵便官署ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲ササリシ場合ニ於ケル特殊取扱ノ料金但シ書留小包郵便物ニ在リテハ普通小包郵便料ト書留小包郵便料トノ差額

三 郵便官署ノ過失ニ依リ普通郵便ニ依リテ到達シ得ヘキ時刻ヨリ遅レテ受取人ニ到達シタル別配達取扱ノ料金

四 名宛變更、取戻、代金引換ノ取消又ハ代金引換金額變更ノ請求アリタル郵便物ニシテ郵便官署ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲ササリシ場合ニ於ケル請求手数料金

五 書留又ハ價格表記ノ郵便物差出後配達證明ノ請求アリタルトキ郵便官署ノ過失ニ因リ其ノ郵

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便規則

便物ノ配達未了ナルコト判明シタル場合ニ於ケル配達證明料金

六 亡失又ハ失効ニ因リ損害賠償ヲ爲スヘキ場合ノ書留郵便物、價格表記郵便物、集金郵便ノ便ニ關スル料金

七 閉塞配達ヲ第六十八條ノ三ノ期間ノ中途ニ於テ廢止シタル場合ニ於ケル廢止ノ翌月ヨリ閉塞配達料金月割額

第九條 前條ノ料金還付ノ請求ハ其ノ料金ヲ納付シタル郵便官署ニ之ヲ爲スヘシ其ノ期間ハ第一號乃至第五號ハ料金納付ノ日ヨリ六十日第六號ハ損害賠償決定ノ日ヨリ三十日第七號ハ閉塞配達廢止ノ日ヨリ三十日トス

第九條ノ二 郵便ニ關スル料金ヲ郵便切手ヲ以テ徵收又ハ還付ノ際五厘未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ六厘以上一錢未滿ノ端數アルトキハ之ヲ五厘トシテ計算ス

第十條 第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物ハ其ノ外部ニ左記ノ事項ニ限り之ヲ記入シ又ハ別ニ記

載シテ添附スルコトヲ得

- 一 差出人及受取人ノ住所氏名
 - 二 差出人及受取人ノ身分職業、商標其ノ他ノ稱號等
 - 三 日附及要用、至急、貴酬等ノ慣用語
 - 四 定期刊行物ニ前金切レ又ハ何月何日限り前金滿了等ノ慣用語
 - 五 送達上郵便官署ニ必要ナル注意ヲ示ス語辭
- 前項郵便物ニハ其ノ内部ニ前項各號ノ外尙左ノ事項ニ限り之ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添附スルコトヲ得
- 一 郵便物ノ名稱、番號、數量、價格、寸尺、重量
 - 二 定期刊行物、書籍、印刷物、書、畫、圖、業務用書類ニ正誤、注意、點、線、批評ノ類
 - 三 圖、畫及寫眞ニ説明又ハ着色
 - 四 商品見本及雛形、農産物種子及博物學上ノ標本ニ生産地及種類ヲ確知スル爲必要ノ事項
 - 五 農産物種子ノ播種ノ時季及説明

ニシテ郵便葉書ニ依ラサルモノヲ云フ

- 第十四條ノ二** 全部印刷シタル無封ノ書狀及盲人用點字ノ無封ノ書狀ハ其ノ料金ヲ重量十匁又ハ其ノ端數毎ニ金二錢トス大部分ヲ印刷シタル左記無封ノ書狀亦同シ
- 一 官公署、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ヨリ發スルモノ
 - 二 營業者ヨリ其ノ營業ニ關シ發スル報知書、送狀、契約申込書、契約ノ承諾又ハ拓絶書、請求書、督促狀、計算書、見積書、明細書、領收書
- 前項ノ郵便物ニハ返信用ニ充ツル爲封筒ノ相當料金手貼付ヲ通常葉書若ハ相當料金ノ郵便切手ヲ貼付シタル私製葉書差出人ノ住所氏名又ハ返信用文ヲ印刷シタルモノ一枚ヲ限り添附スルコトヲ得
- 第一項後段ノ郵便物ニハ其ノ多部ニ差出人ノ資格ヲ記載スヘシ
- 本條ノ郵便物ニ付テハ第十條ノ規定ヲ準用ス
- 第十五條** 郵便葉書ハ其ノ表面ニ左記ノ事項ニ限り

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便規則

六 名刺ニ四字以内ノ慣用語

- 前二項以外ノ事項ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添附シタル小包郵便物ハ之ヲ差出人ニ還付ス
- 第十一條** 郵便ニ關スル料金納付ノ爲メニ用キタル郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ハ郵便官署ニ於テ之ヲ消印ス
- 郵便物ニ貼付シタル郵便切手ハ郵便ニ關スル料金納付ノ爲ニ用キタルモノト看做シ前項ト同一ノ取扱ヲ爲ス
- 第十二條** 郵便物ノ包裝方ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十三條** 内地ト朝鮮トノ間ニ發着スル小包郵便物ニ關シテハ本令ニ定ムル事項ノ外日滿郵便規則第十條ノ二乃至第十條ノ四及第十四條ノ規定ヲ準用ス
- 第十三條ノ二** 郵便取扱所ニ於テ取扱ヲ爲ス郵便事務ノ範圍ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二節 通常郵便物**
- 第十四條ノ一** 書狀トハ全部或ハ幾部ヲ筆記シタルト印刷シタルトニ關セス特定ノ人ニ對スル通信文

之ヲ記載スルコトヲ得

- 一 差出人及受取人ノ住所氏名、身分、職業及商標其ノ他ノ稱號等
 - 二 日附及要用、至急、貴酬等ノ慣用語
 - 三 送達上郵便官署ニ必要ナル注意ヲ示ス語辭又ハ徵號
 - 四 郵便繪葉書ノ表面ニ左式ノ如ク下部二分ノ一以内ニ線條ヲ畫スルトキハ其ノ線内ニ通信文等
- (左式略)
- 往復葉書ハ發信ノ際其ノ返信部ニ前項ノ規定ニ概觸セサル限り返信ニ必要ナル事項ヲ豫メ記載スルコトヲ得
- 郵便葉書ハ原形ノ儘使用シ契約書、委任狀、受領證等ト爲サムカ爲收入印紙ヲ裏面ニ貼付スル場合及第十八條ノ二第二項ニ規定スル場合ヲ除ク外何等ノ物品ト雖添付スルコトヲ得ス
- 前三項ノ規定ニ違反シタル郵便葉書ハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス
- 第十六條** 往復葉書ニ依ル返信ノ際發信ニ使用シタ

ル部分ヲ除去セサルトキハ郵便官署ニ於テ之ヲ除去ス

第十七條 郵便葉書ノ料額印面ヲ汚班シタルモノハ之ト同額ノ郵便切手ヲ貼付スルニ依リ郵便葉書ト效力ヲ有ス其ノ未納又ハ不足ノ場合ニ於テハ其ノ不納額ノ二倍ヲ徵收ス

第十八條 郵便葉書ハ之ヲ私製スルコトヲ得但シ往復葉書及封緘葉書ハ此ノ限ニ在ラス
私製葉書ハ通常葉書ト看做シ之ト同額ノ料金を徵收ス

第十八條ノ二 私製葉書ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

- 一 紙質ハ通常葉書ノ紙質ト同等以上トス
 - 二 厚サハ通常葉書ヲ以テ標準トス
 - 三 寸法ハ縦四寸五分以上四寸七分以内横二寸八分以上三寸以内トス
 - 四 重量ハ一枚八分ヲ以テ標準トス
 - 五 表面ノ色合ハ白色又ハ他ノ淡色トス
- 裝飾又ハ愛玩ノ爲寫眞、薄キ紙片、織物若ハ木羽

二 印刷又ハ發行所、賣捌店ノ所在、名稱
三 單純ナル輪廓

第十八條ノ六 萬國郵便條約施行規則ニ依リ調製シタル私製ノ通常郵便葉書ハ之ヲ私製葉書ト看做ス
第十九條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ノ認可ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物以下定期刊行物ト稱ス
中日刊ノ新聞紙ニ付テハ發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス額合ニ限リ其ノ一部(一日分)ノ重量三十匁迄ハ其ノ料金を五厘トス、三十匁ヲ超ユル部分ニ付テハ郵便法第十八條ノ規定ニ依ル

第十九條ノ三 盲人用點字ノ定期刊行物ハ其ノ料金を重量百五十匁又ハ其ノ端數毎ニ金五厘トス

第二十條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行期日、回數、逐號番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印制スルコトヲ得

ヲ私製葉書ノ裏面ニ貼付セムトスルモノハ前項ノ制限ニ牴觸セス且容易ニ剝脫毀損セサル様其ノ全面ヲ紙ニ密着セシムヘシ
私製葉書ニハ其ノ表面宛所ノ記入及郵便切手ノ消印ニ妨ケナキ程度ニ於テ透シ又ハ浮出シ文字、畫紋ヲ施スコトヲ得

第十八條ノ三 私製葉書ノ表面ニハ其ノ上部又ハ左側一部ノ中央ニ「郵便葉書」又ハ之ニ相當スル文字ヲ明瞭ニ印刷又ハ筆書スヘシ

「萬國郵便聯合」ノ文字又ハ之ニ相當スル歐文ハ前項ノ文字ニ之ヲ併記スルコトヲ得
第一項ノ規定ニ依ル表示ナキモノハ實物ニ就キ種類相當ノ取扱ヲ爲ス

第十八條ノ四 (削除)

第十八條ノ五 私製葉書ノ表面ニハ宛所ノ記入ヲ妨ケサル限リ左ノ事項ヲ印刷スルコトヲ得
一 郵便葉書表面ノ記載方竝通常葉書又ハ萬國郵便聯合葉書ニ準シ郵便切手ヲ貼付スヘキ位置及其ノ貼付方ノ注意文

第二十一條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セス本紙ト同性質ノ記事、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ本紙ノ名稱、番號並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且冊子ト爲ササルモノニ限リ附録トシテ之ヲ其ノ本紙ニ添附スルコトヲ得

第二十二條 緊急時事ヲ報道スル爲メ臨時ニ刊行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

定期刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日、何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入スヘシ

第二十三條 定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ物品ヲ超過セサルモノニ限リ之ヲ綴込又ハ貼附スルコトヲ得
定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ郵便振替貯金拂込用紙一枚ヲ限リ添附スルコトヲ得

第二十三條ノ二 盲人用點字ノ書籍印刷物及業務用書類ハ其ノ料金を重量百五十匁又ハ其ノ端數毎ニ金一錢トス

第二十四條ノ一 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシ

テ毎月一回以上繼續刊行シ且發行ノ都度其ノ翌月又ハ其翌月中ニ一月ノ發行ニ付百通以上差出スモノハ約束郵便トシテ特ニ承認シタル場合ニ限り其ノ料金ヲ前條ニ該當スルモノハ重量百匁又ハ其ノ端數毎ニ金五厘其ノ他ノモノハ重量三十匁又ハ其ノ端數毎ニ金一錢トス

第二十四條ノ二 印刷物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ其印刷物ノ重量ヲ超過セサルモノニ限り綴込又ハ貼附スルコトヲ得

印刷物ノ差出人ハ注文用ニ充ツル爲自己ノ宿所氏名ヲ印刷シタル封筒一枚ヲ限り添附スルコトヲ得

第二十五條 業務用書類トハ全部若ハ一部ヲ筆書シタル各種ノ文書ニシテ特定ノ人ニ對スル通信文ノ性質ヲ有セサルモノヲ云フ

第二十六條 寫眞、書、畫、圖及博物學上ノ標本ハ扁額其ノ他特殊ノ裝飾ヲ加ヘサルモノヲ云フ但シ

二 内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島相互間小包郵便料

普通内地、臺灣及樺太相互間ニ限ル書留	二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄
三十錢	四十錢	五十錢	六十錢	七十錢
四十五錢	五十五錢	六十五錢	七十五錢	八十五錢
一貫	一貫二	一貫四	一貫六	一貫八
匁迄	百匁迄	百匁迄	百匁迄	百匁迄
七十錢	七十五錢	八十錢	八十五錢	九十錢
八十五錢	九十錢	九十五錢	一圓	

第二十九條 普通小包郵便物ニハ表面看易キ場所ニ「小包」ト記入スヘシ

第三十條 朝鮮ニ宛テタル小包郵便物ノ差出人ハ郵便官署ノ指示スル所ニ從ヒ所定ノ式紙ニ其ノ包有品ノ名稱、數量及價格ヲ品種別ニ記載シ之ヲ郵便物ト共ニ差出スヘシ

第三十一條乃至第三十三條 削除

第二章 郵便物ノ特殊取扱

第一節 總則

第三十四條 集配事務ヲ取扱ハサル郵便官署 郵便取扱所ヲ

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便規則

掛軸ト爲スハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 商品見本及雛形トシテ其ノ性質又ハ形状ヲ示スニ足ルヘキ數量ヲ限り其ノ實業者ト往復シ又ハ勸業ノ爲ニ官公署若ハ公共團體ト往復スルモノヲ云フ

前項ノ郵便物ニハ其ノ表面ニ商品見本又ハ雛形ノ文字及其ノ外部ニ差出人又ハ受取人カ營業者ナルトキハ其ノ營業者ナルトキハ其ノ營業名官公署若ハ公共團體ナルトキハ其ノ名稱ヲ記載スヘシ

第三節 小包郵便物

第二十八條 小包郵便物ノ料金ハ左ノ如シ

一 内地小包郵便料	普通	金六錢
同一郵便區市内	書留	金十二錢
其ノ他	普通	二百匁迄 四百匁迄 六百匁迄 八百匁迄
	書留	十二錢 十八錢 二十錢 二十四錢 三十錢 三十八錢 四十二錢 四十六錢 五十錢 五十四錢 五十八錢 六十二錢 六十六錢 七十錢 七十四錢 七十八錢 八十二錢 八十六錢 九十錢
	普通	三十六錢 四十二錢 四十八錢 五十四錢 六十錢 六十六錢 七十二錢 七十八錢 八十四錢 九十錢 九十六錢 一百零二錢 一百零八錢 一百一十四錢 一百二十錢 一百二十六錢 一百三十二錢 一百三十八錢 一百四十四錢 一百五十錢
	書留	五十四錢 六十三錢 七十二錢 八十一錢 九十錢

除ニ於テ取扱ヲ爲ササル郵便物ノ特殊取扱ノ範圍ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十五條 郵便物ノ特殊ノ取扱ニ要スル料金ハ左ノ如シ

- 一 別配達料 一箇ニ付 陸上二里以内ハ金三十錢二里ヲ超過シタルトキハ一里迄毎ニ金二十五錢ヲ加フ 船料ハ別ニ其ノ實額ヲ受取人ヨリ徵收ス 受取人ノ納付セサルトキハ差出人ヨリ徵收ス
- 二 留置通知料 一箇ニ付 金三錢
- 三 引受時刻證明料 一箇ニ付 金十五錢
- 四 配達證明料 一箇ニ付 金三錢
- 五 内容證明料 一箇ニ付 一通ノ謄本一枚ノモノハ金十錢二枚以上ノモノハ一枚ヲ増ス毎ニ金四錢ヲ加フ 同時ニ二箇以上同文ノモノヲ差出ストキハ内一箇ヲ除キ他ハ前記料金ノ半額
- 六 通常郵便物書留料 一箇ニ付 金十錢
- 七 價格表記料 書留郵便物ノ料金ヨリ普通郵便料ヲ差引キタル金額ノ外通貨價格表記ハ表記金額十圓迄毎ニ金十錢物品價格表記ハ表記金額十圓迄毎ニ金五錢

八 代金引換料 一口ニ付 金五錢

九 閉囊配達料 一箇年 金四圓

第三十六條 左記ノ郵便物ハ各其ノ下ニ記載セル文字ヲ表面看易キ場所ニ記入スヘシ

- 一 別配達郵便物 別配達又ハ何局別配達
- 二 留置郵便物 留置若ハ何局留置又ハ留置通知
- 三 引受時刻證明郵便物 引受時刻證明
- 四 配達證明郵便物 配達證明
- 五 内容證明郵便物 内容證明又ハ同文内容證明
- 六 書留通常郵便物 書留
- 七 價格表記郵便物

通貨價格表記ハ通貨、價格表記金何程、貴重品ヲ合裝シタル場合ハ價格表記合計金何程、内通貨表記金何程、品名、表記金何程、物品價格表記ハ品名、價格表記

八 代金引換郵便物 代金引換金何程

九 書留小包郵便物 書留小包

第三十六條ノ二 離島其他ノ交通不便ノ地ニ在ル者ニ對シテハ留置ニ非サル集金郵便ノ取立ノ請求ニ應セサルコトアルヘシ

第二節 別配達

第三十七條 書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ別配達ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ別配達料ニ關スル里程不明ナルトキハ別配達料ノ最小額以上ヲ納付スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ不足額ハ受取人ヨリ之ヲ徵收ス若受取人納付セサルトキハ差出人ヨリ之ヲ徵收ス郵便物ノ受取人ハ一定ノ期間ヲ限リ書留又ハ價格表記郵便物ノ別配達ヲ配達郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ之カ爲事務ニ差支アルトキハ拒絕スルコトアルヘシ

前項ノ別配達料金ハ配達ノ際受取人ヨリ之ヲ徵收ス別配達ノ請求ヲ爲シタル受取人ハ何時ニテモ其ノ請求ヲ取消スコトヲ得

第三十八條 別配達ノ郵便物ハ通常ノ配達時刻ニ拘ラス直ニ特使ヲ以テ之ヲ配達ス

別配達ノ郵便物ニシテ配達ノ際受取人不在其ノ他ノ事故ニ依リ交付スルコト能ハサルトキハ別配達

ノ效力ヲ失フ

第三節 留置

第三十九條 留置郵便物ハ差出人指定ノ郵便官署ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テ之ヲ交付ス

第四十條ノ一 留置郵便物ノ差出人ハ留置郵便官署ヨリ其ノ受取人ニ該郵便物到着ノ通知ヲ請求スルコトヲ得

第四十條ノ二 郵便物ノ留置期間ハ代金引換ト爲シタルモノハ十日其ノ他ハ十五日トス
交通不便ニシテ其ノ受取人前項ノ期間ニ出頭シ能ハスト認ムル地ニ宛テタル郵便物ニ限り特ニ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第四節ノ一 引受時刻證明

第四十一條ノ一 書留通常郵便物ハ引受時刻證明ト爲スコトヲ得

第四十一條ノ二 引受時刻證明郵便物ハ引受ノ際差出人ニ交付スヘキ受領證ニ其ノ引受時刻ヲ記入シテ之ヲ證明ス

第四十一條ノ三 配達郵便官署ニ於テ引受時刻證明

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便規則

郵便物ノ配達ヲ了シタルトキハ直ニ之ヲ差出人ニ通知ス

第四節ノ二 配達證明

第四十二條 書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ配達證明ト爲スコトヲ得

第四十二條ノ二 配達郵便官署ニ於テ配達證明郵便物ノ配達ヲ了シタルトキハ其ノ配達ノ證明書ヲ差出人ニ送付ス

第四十二條ノ三 差出人ハ書留又ハ價格表記ノ郵便物差出後一年以内ニ於テ該郵便物ノ受領證ヲ提出シ之カ配達證明ヲ引受郵便官署ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲ストキハ金六錢ヲ納付スヘシ

第四十三條 引受郵便官署ニ於テ郵便物差出後配達證明ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ配達ノ濟否ヲ差出人ニ通知ス

第四節ノ三 内容證明

第四十三條ノ二 封緘シタル書留通常郵便物ニシテ日本字又ハ漢字ヲ以テ明瞭ニ記載シタル文書ヲ内

容トシタルモノハ内容證明ト爲スコトヲ得但シ他ノ物件ヲ封入スルコトヲ得ス

前項ノ文書ニハ亞刺比亞數字又ハ簡單ナル記號ヲ混記スルコトヲ得

第四十三條ノ三 三箇以上ノ内容證明郵便物ニシテ其ノ内容文書カ名宛人宿所氏名ノミヲ異ニセルモノハ其ノ名宛人宿所氏名カ各封皮記載ノモノト一致スル場合ニ限り之ヲ同文ノモノトシテ差出スコトヲ得

第四十三條ノ四 内容證明ノ取扱ヲ受ケムトスルトキハ其ノ郵便物ニ内容文書ノ謄本二通ヲ添ヘ差出スヘシ

二箇以上同文ノモノハ其ノ總テヲ通シ二通ノ謄本ヲ差出スヘシ

前各項ノ場合ニ於テ差出人認證謄本ノ交付ヲ要セサルトキハ謄本一通ヲ差出スコトヲ得

第四十三條ノ五 内容證明郵便物ハ其ノ謄本ニ照シ之ヲ検査シ相違ナキトキハ原本及謄本ノ各通ニ差出年月日及其ノ郵便物内容證明ノ旨並郵便官署名

前條ノ請求ヲ爲スト同時ニ閱覽セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條ノ八 第四十三條ノ四及第四十三條ノ六ノ謄本ニハ差出人及受取人ノ宿所氏名ヲ附記スヘシ但シ其ノ宿所氏名カ内容文書ニ記載ノモノト同一ナル場合ハ之カ附記ヲ省略スルコトヲ得

二箇以上同文ノモノハ受取人宿所氏名ヲ連記シ若ハ別ニ之ヲ記載シテ添付スヘシ但シ第四十三條ノ五ノ場合ニ於テ二箇以上同文ノモノニ對シ受取人ヲ異ニスルモノ毎ニ各別ノ謄本ヲ作成シ之カ證明ヲ求ムルトキハ其ノ各通ニ之ヲ記載スヘシ

前各項ニ依ル差出人及受取人宿所氏名ノ記載ハ料金徴收上謄本ノ枚數ニ算入セス

第四十三條ノ九 前各條ニ依ル謄本ハ一行二十文字一枚二十六行以内トシ文字ヲ改竄スルコトヲ得ス文字ヲ挿入シタルトキハ其ノ字數及其ノ挿入スヘキ箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ餘白ニ記載シ文字ヲ削除シタルトキハ其ノ文字ハ尙明ニ通續シ得ヘキ様字體ヲ存シ其ノ削除シタル字數及箇所ヲ欄外又ハ末尾

ヲ記入シ且一通ノ認證謄本ト原本及他ノ一通ノ認證謄本トハ郵便日附印ヲ以テ割印ヲ施シ原本ハ立會ノ上差出人ヲシテ之ヲ封緘シテ差出サシメ認證謄本ノ一通ハ之ヲ差出人ニ交付シ一通ハ郵便官署ノ文書トシテ二年間之ヲ保存ス

第四十三條ノ六 内容證明郵便物差出後二年以内ニ於テ内容文書ノ謄本ニ該郵便物ノ受領證ヲ添ヘ提出シ之カ内容検査ノ證明ヲ請求スル者アルトキハ郵便官署ニ保存スル認證謄本ニ照シ之ヲ検査シ相違ナキトキハ前條ニ準シ相當證明ノ上之ヲ申請者ニ交付ス

前項ノ請求ヲ爲ストキハ謄本一通毎ニ同文ニ非サル内容證明料ト同一ノ割合ニ依ル料金ノ半額ヲ納付スヘシ

第四十三條ノ七 郵便官署ニ保存スル認證謄本ヲ閱覽セムトスルトキハ該郵便物差出後二年以内ニ於テ該郵便物ノ受領證ヲ提出シ之ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲ストキハ金五錢ヲ納付スヘシ但シ

ノ餘白ニ記載スヘシ但シ文字ノ挿入ハ之カ爲ニ謄本一枚ノ制限字數ヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ欄外又ハ末尾記載ノ箇所ニハ郵便日附印及差出人又ハ申請者ノ印ヲ押捺スヘシ紙數二枚以上ニ亘ルトキハ每葉ノ綴目ニモ之ヲ押捺スヘシ

第四十三條ノ十 第四十三條ノ三ノ場合ニ於テハ其ノ内容文書ノ名宛人宿所氏名ハ之ヲ謄本ニ記載スルコトヲ得ス

第四十三條ノ十一 内容證明郵便物ニ關シテハ名宛變更ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五節 書留

第四十四條 郵便物ハ之ヲ書留ト爲スコトヲ得但シ價格表記ト爲シタルモノハ書留ト爲スコトヲ得ス

第四十五條 書留郵便物ハ引受ノ際差出人ニ該郵便物ノ受領證ヲ交付ス

書留郵便物ヲ配達還付又ハ交付スルトキハ受取人又ハ差出人ニ別ニ定ムル式紙ニ受領證印セシメ若代人之ヲ受取ルトキハ其ノ代人タル資格及氏名ヲ記入調印セシメ之ヲ以テ送達ノ證ト爲ス

官廳、艦船、學校、會社旅館其ノ他多人數ノ集合セル個所又ハ之ヲ肩書シタルモノニ配達若ハ還付スヘキ書留郵便物ヲ其ノ受付ニ引渡シタルトキハ本人ニ送達シタルモノト看做ス

第六節 價格表記

第四十六條 密封シタル郵便物ハ之ヲ價格表記ト爲スコトヲ得但書留ト爲シタル郵便物ハ價格表記ト爲スコトヲ得ス

價格表記郵便物ノ表記金額ハ在中品通貨ナルトキハ其ノ金高ト異ナルコトヲ得ス又通貨以外ノ物件ナルトキハ其ノ市價ヲ超過スルコトヲ得ス

價格表記金額ノ制限ハ金千圓トス

第四十七條 價格表記郵便物ノ受授ニ關シテハ第四十五條ノ規定ヲ準用ス

第七節 代金引換

第四十八條 書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ代金引換ト爲シ其ノ郵便物ト代金トノ引換ヲ郵便官署ニ委託スルコトヲ得

代金引換郵便ニ依ル金額ノ制限ハ金千圓トシ錢位

未滿ノ端數ヲ附スルコトヲ得ス

第四十九條 代金引換郵便物ハ到着郵便官署ニ留置キ其ノ旨ヲ受取人ニ通知シ受取人ノ出頭ヲ待テ代金ト引換ニ之ヲ交付ス其ノ留置期間ハ十日間トス受取人ハ前項通知書發送後ノ代金引換郵便物ニ對シ其ノ轉送ヲ請求スルコトヲ得ス

第一項留置ニ關シテハ第四十條ノ二第二項第八十條ノ規定ヲ準用ス

第五十條 取立郵便官署ニ於テ代金引換郵便物ノ代金ヲ其ノ受取人ヨリ取立タルトキハ別ニ定ムル所ニ從ヒ之ヲ差出人ニ送付ス

第五十一條 蠶種ヲ内容トスル代金引換郵便物ノ差出人ハ該郵便物カ到着郵便官署ニ到着ノ日ヨリ三日以内ニ引換ヲ了スルコト能ハサルトキ之カ還付ヲ受クヘキコトヲ豫メ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ該郵便物ノ表面ニ「蠶種留置三日」ト記載スヘシ

第五十二條 郵便振替貯金加入者ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ口座ニ引換代金ノ振替拂込ヲ請求ス

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郵便物ニ「何番口座拂込」ト記入スヘシ

第五十二條 代金引換郵便物ノ差出人代金引換ノ取消ヲナサントスルトキハ第七十九條郵便物取戻ノ請求ニ關スル料金又ハ代金引換金額ノ變更ヲナサントスルトキハ同條郵便物名宛變更ノ請求ニ關スル料金ト同額ノ料金ヲ前納シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第八節 集金郵便

第五十三條 左ノ證書又ハ證券ハ集金郵便トシテ之ト引換ニ現金ノ取立ヲ郵便官署ニ委託スルコトヲ得

一 證書 現金受領證

二 證券 無記名ノ公、社債券又ハ其ノ利札貨物引換證、船荷證券又ハ之ニ準スヘキモノ

集金郵便ニ依ル金額ノ制限ハ證券ニ在リテハ一口ニ付金三圓以上金五十圓以内、證券ニ在リテハ一口ニ付金三圓以上金千圓以内トス但シ錢位未滿ノ端數ヲ附スルコトヲ得ス

第五十三條ノ二 現金受領證ニハ現金取立ノ事由及證書ノ效力ニ關スル事項ニ限り之ヲ附記スルコトヲ得

第五十四條 集金郵便ハ二通以上ノ證書又ハ證券ヲ以テ一口ト爲スコトヲ得ス但シ同一ノ委託者ニ屬シ同一ノ支拂人ヨリ同時ニ取立テ得ヘキ證券ハ此ノ限ニ在ラス

第五十五條 集金郵便ニ關スル料金ハ左ノ如シ

一 集金委託料 一口ニ付 證券金六錢

二 集金留置通知料 一口ニ付 金三錢

第五十六條 集金郵便ノ委託ヲ爲サムトスル者ハ集金郵便委託書ト共ニ現金ヲ取立ツヘキ證書又ハ證券ヲ郵便官署ニ差出シ郵便官署ヨリ其ノ證書又ハ證券ノ受領書ヲ受取ルヘシ

第五十六條ノ二 集金郵便委託書ハ所定ノ様式ニ適合シ且紙質良好ノモノニ限り私製ノモノヲ用ウルコトヲ得

私製ノ委託書用紙ハ適當ノ切取線ヲ施シ現金受領證ヲ連續セシムルコトヲ得

第五十七條 一定ノ期日ニ取立ツヘキ證書又ハ證券

ハ支拂人所在地ニ達スヘキ日數ヲ除キ該期日ヨリ早クモ十日遅クモ三日以前ニ之ヲ委託スヘシ

第五十八條 委託者左ノ取扱ヲ受ケムトスルトキハ

委託書ニ其ノ旨ヲ記入シテ差出スヘシ

一 證書又ハ證券ニシテ第一回ノ取立ニ際シ其ノ金額ヲ取立ツルコト能ハサル場合ニ於テ直ニ之ヲ還付スルコト

二 證書又ハ證券ヲ差出人指定ノ取立郵便官署ニ留置キ支拂人ノ出頭ヲ俟テ其ノ取立ヲ爲スコト

三 前號ニ依ル集金郵便ノ到着ヲ支拂人ニ通知スルコト

前項第二號ニ依ル證書又ハ證券ノ留置期間ハ取立期間ト同一トシ第四十條ノ第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十八條ノ二 二通以上ノ證券ヲ以テ一口トナシタルモノニシテ其ノ全部ヲ取立ツルコト能ハサル場合ニ於テ支拂人一部ノ證券ニ對シ支拂ヲ申出テタルトキハ之カ一部取立ヲ爲スヘシ

現金受領證ニ依ル取立金ノ全部ヲ取立ツルコト能ハサル場合ニ於テハ委託書ニ一部取立承諾ノ旨ヲ記入シテ差出シタルモノニ限り之カ一部取立ヲ爲スヘシ

第五十三條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

一部取立金額ハ委託者ニ於テ之ヲ指定スルコトヲ得ス又證券ニ依ルモノハ其ノ一通ニ對スル取立金額ノ分割取立ヲ爲サス

第五十九條 集金郵便ノ取立期間ハ該證書又ハ證券取立郵便官署ニ到着ノ翌日ヨリ起算シ十日トシ第五十八條第一項第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外一定ノ期日ニ取立ツヘキモノハ其ノ期日ニ其ノ他ノモノハ成ルヘク速ニ取立郵便官署ニ於テ支拂人ノ居宅ニ就キ該證書又ハ證券ヲ引換ニ現金ヲ取立テ其ノ取立ヲ了スルコト能ハサルモノハ第五十七條及第五十八條第一項第一號ニ該當スルモノヲ除クノ外尙一回ノ取立ヲ試ムルモノトス但交通不便等ノ爲取立期間内ニ取立ヲ試ムコト能ハサルトキ

轉シタルトキ

三 一定ノ期日ニ取立ツヘキモノニシテ其ノ期間ヲ經過シタルトキ

四 第五十九條ニ依リ取立ヲ爲スモ其ノ金額ヲ取立ツルコト能ハスシテ取立期間ヲ經過シタルトキ

五 支拂人支拂ヲ拒絶シタルトキ

六 第五十八條第一項第二號ニ依ルモノニシテ支拂人留置期間内ニ出頭セス若ハ其ノ期間内ト雖成規ニ依ル支拂ノ手續ヲ爲ササル旨申出テタルトキ

第六十二條 集金郵便ノ取立ヲ了シタルトキハ別ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ取立金ヲ委託者ニ送付ス

第六十三條 郵便振替貯金加入者ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ集金郵便振替貯金拂込ニ關スル特別取扱ヲ請求スルコトヲ得

第六十三條ノ二 集金郵便ノ引受ハ十二月二十五日ヨリ翌日一月三日迄取立ハ一月一日ヨリ一月七日迄之カ取扱ヲ爲サス

ハ特ニ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

集金郵便ノ支拂人其ノ居宅ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉先ニ就キ前項同様ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十九條ノ二 集金郵便ノ支拂人ハ留置ニ非サル集金郵便ニ付テモ取立期間内ハ其ノ取立郵便官署ニ出頭シテ之カ支拂ヲ爲スコトヲ妨ケス

第五十九條ノ三 取立郵便官署ニ於テ現金受領證ニ依ル一部取立ヲ了シタルトハ支拂人ヨリ其ノ支拂金額ヲ記載シタル證明書ヲ徴シ之ヲ委託者ニ送付スヘシ此ノ場合ニ於テ支拂人ニ交付スヘキ現金受領證ニハ其ノ取立金額ノ傍ニ一部取立金額ヲ記入ス

第六十條 現金受領證ニ依リ現金ヲ取立ツルトキハ取立郵便官署ニ於テ之ニ其ノ取立ヲ爲シタル年月日ヲ記入ス

第六十一條 左ノ場合ニ於テハ其ノ委託ノ證書又ハ證券ヲ委託者ニ還付ス

一 支拂人ノ所在不明ナルトキ
二 支拂人集金郵便ノ取立ヲ取扱ハサル區域ニ移

前項ノ取立ヲ爲ササル期間ハ之ヲ取立期間ニ算入セス

第六十三條ノ三 委託者ハ未タ取立ヲ了セサル集金郵便ヲ取消シ該證書若ハ證券ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

集金郵便ノ取消ニ關シテハ郵便物取戻シノ規定ヲ準用ス

第六十三條ノ四 削除

第八節ノ二 切手別納郵便

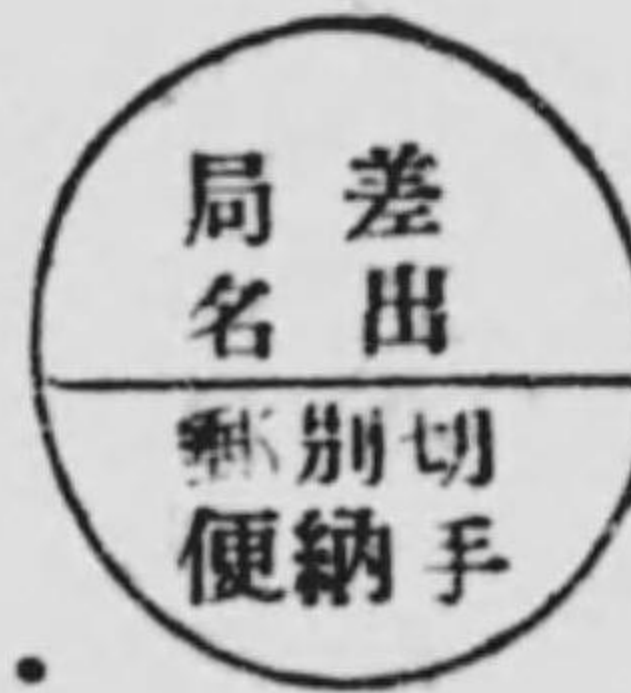
第六十三條ノ五 種別及料金額同一ノ通常郵便物ヲ同時ニ五十個以上差出ストキハ切手別納郵便ト爲スコトヲ得

第六十三條ノ六 切手別納郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス

第六十三條ノ七 切手別納郵便物ト郵便切手ヲ貼付セス郵便物ニ料金相當ノ郵便切手ヲ添ヘ之ヲ差出スヘシ

前項ノ郵便物ハ其ノ表面ニ差出人ニ於テ左記雛形ノ印章ヲ押捺スヘシ

直徑八分
乃至一寸



第六十三條ノ八 削除

第六十三條ノ九 切手別納郵便物ニハ通信日附印ヲ押捺セス

第九節 約束郵便

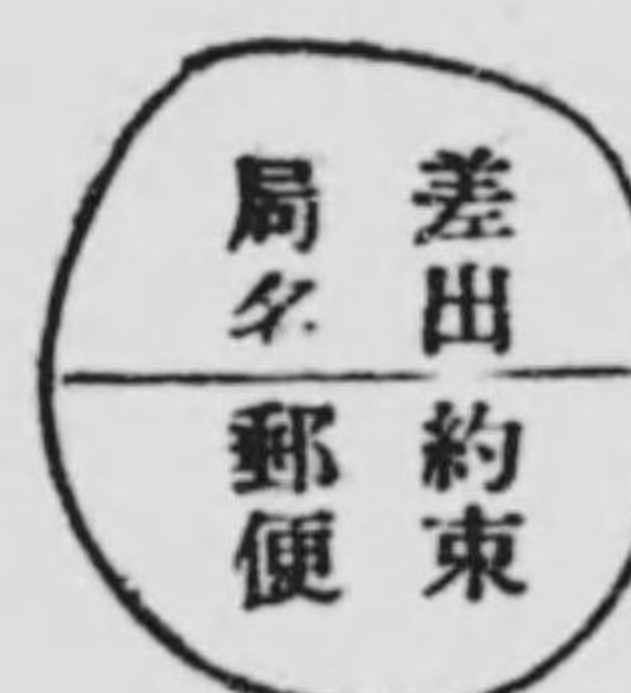
第六十四條 定期刊行物、書籍及印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ所轄逓信局長ノ承認ヲ受ケ約束郵便ト爲スコトヲ得

第六十四條ノ二 約束郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス

第六十四條ノ三 約束郵便物ニハ日附印ヲ押捺セス

第六十四條ノ四 約束郵便物ニハ郵便切手ヲ貼付セス差出人ニ於テ左記雛形ノ印章ヲ押捺スヘシ

直徑八分
乃至一寸



前項郵便物ノ料金ハ毎月分ヲ翌月二十日迄ニ所轄逓信局長ノ指示ニ從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第六十四條ノ五 約束郵便物ハ特殊ノ回数ヲ要スルモノノ外強質ナル白又ハ淡色ノ紙ヲ以テ回裝シ帶紙ヲ用ウルトキハ其ノ幅二寸以上トシ宛所ハ成ルヘク左ノ例ニ依リ明瞭ニ縦書スヘシ

何府 何々 配達郵局區内
何縣 何々 便局名

何町字何何番地
某

第六十四條ノ六 約束郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ其ノ題號又ハ名稱及箇數等ヲ記載シタル郵送票ヲ添ヘ之ヲ豫メ承認ヲ受ケタル郵便官署ニ差出スヘシ但シ郵便官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其ノ差出場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第六十四條ノ七 郵便官署ハ差出人ヲシテ約束郵便物發送上必要ナル區域毎ニ之ヲ結束シテ差出サシムルコトアルヘシ

第六十四條ノ八 郵便官署ハ必要ニ應シ差出人ニ對

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便規則

シ約束郵便物ノ見本ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第六十五條 削除

第十節 郵便私書函

第六十六條 郵便私書函ヲ使用セムトスル者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ許可ヲ受クヘシ

第六十七條 郵便私書函使用ノ許可ヲ受ケタル者ニ宛タル郵便物ニシテ郵便私書函番號ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付ス但シ郵便物多數ナルカ又ハ容積大ニシテ郵便私書函ニ配付スルコト能ハサルモノ及特殊ノ取扱ヲ要スル郵便物ハ別ニ之ヲ保管シ其ノ郵便物配達證、郵便料金取立書又ハ「保管郵便物アリ」ト記シタル票札ヲ郵便私書函ニ差入ルヘシ

第六十七條ノ二 郵便私書函使用者ハ隨時其ノ郵便私書函ヲ開キ郵便物ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ郵便私書函内ニ前條但書ノ規定ニ依ル郵便物配達證、郵便料金取立書又ハ票札差入アルトキハ之ヲ當該郵便官署ノ窓口ニ差出シ郵便物ノ交付ヲ受クヘシ

第六十七條ノ三、郵便私書函使用者以外ノ者ニ宛テタル郵便物ト雖郵便私書函番號ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付スルコトアルヘシ

第十一節 閉糞配達

第六十八條 郵便物ノ受取人ハ書留及價格表記以外ノ料金完納ノ通常郵便物ニ限リ其ノ閉糞配達ヲ配達郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ之カ爲事務ニ差支アルトキハ拒絕スルコトアルヘシ

閉糞配達ニ要スル糞及其ノ附積品ハ郵便官署ノ指定スル所ニ從ヒ受取人ニ於テ之ヲ提供スヘシ

第六十八條ノ二、閉糞配達ノ郵便物ハ糞ニ納メ之ニ錠ヲ施シ配達ス

閉糞配達ノ郵便物受取人ノ肩書シタル書留及價格表記以外ノ料金完納ノ通常郵便物ハ前項ノ糞ニ納メ配達スルコトアルヘシ

第六十八條ノ三、郵便物ノ閉糞配達料ハ四月一日ヨリ九月三十日迄及十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ二期ニ分チ毎期分チ當該期ノ前月中ニ納付スヘシ但シ閉糞配達ノ開始カ期間ノ中途ナルトキハ

其ノ期間ノ料金ハ月割額ヲ以テ之ヲ前納スヘシ

第三章 郵便ノ差出

第六十九條 普通郵便ニ依ル通常郵便物及書留及價格表記ニアラサル留置通常郵便物ハ郵便函ニ差入ルヘシ但シ私設郵便函ニハ私設者ニ於テ認容セル場合ノ外差入ルコトヲ得ス

小包郵便物及特殊ノ取扱ヲ要スル通常郵便物又ハ前項ノ場合ニ於テ容積大ナル爲メ若ハ箇數多キ爲メ郵便函ニ差入ルルコト能ハサルモノハ郵便官署ニ差出スヘシ

第七十條 郵便官署ニ於ケル郵便受付時間ハ別ニ之ヲ告示ス

第七十一條 郵便物ノ重量ハ其ノ郵便物ニ貼用シタル郵便切手ノ重量ヲモ合算ス但シ價格表記郵便物ニ使用スル逓信省發行ノ封皮ニシテ其ノ表面ニ印刷シアル封皮ノ量目ハ之ヲ算入セス

第七十二條ノ一、郵便料金ノ徵收ニ關シ左ノ場合ハ

同一郵便區ト看做ス

一 臨時數箇ニ分割シタル郵便區相互間

二 同一ノ行政市區内ニ郵便區ノ全部又ハ一部ヲ有スル數箇ノ郵便區相互間

三 前二號ノ同一郵便區内ニ於テ連接スル郵便區市内ト之ニ鄰接スル郵便區市内相互間

四 鄰接スル郵便區市内相互間

前項各號ニ依ル同一郵便區ノ市内相互間ハ之ヲ同一郵便區市内ト看做ス

第七十二條ノ二、別配達郵便料ニ關スル里程ハ郵便官署ノ定ムル所ニ依ル

第四章 郵便物ノ配達

第七十三條 深山孤島其ノ他交通困難ノ場所ニシテ通常ノ方法ニ依リ配達シ難キ地ニ居住スル者ニ宛テタル郵便物ハ到着郵便官署ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テ之ヲ交付ス差出人ニ郵便物ヲ還付スル場合亦同シ

前項ノ留置期間ハ六十日トス

第七十四條 二名以上ニ宛タル郵便物ハ其ノ内ノ一

【第十類】 交 通信 第三項 郵便規則

名ニ配達ス

第七十五條 郵便官署ニ於テ誤テ郵便物ヲ正當受取人ニ在ラサル者ニ配達シタルトキハ其ノ配達ヲ受ケタル者ハ速ニ其ノ事由及居所氏名ヲ記載シタル付箋ヲ爲シ料金ヲ納付スルコトナク再ヒ郵便ニ差出スカ又ハ郵便官署ニ申告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ郵便物ヲ誤テ開披シタルトキハ之ヲ封緘シ又ハ相當ノ手當ヲ爲シ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第一項ノ申告書ハ無料郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得

第七十六條 郵便官署カ郵便物ノ配達又ハ還付ヲ受ケタル者ニ就キ其ノ郵便物ノ封皮及葉書ノ交付ヲ求メ又ハ其ノ郵便物ノ受授ニ關スル狀況ヲ探問スルトキハ之ヲ拒ムヘカラス

第七十七條 正當ノ事由ナクシテ第七十五條ノ手續ヲ爲サス又ハ第七十六條ノ要求ニ應セサル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第五章 郵便物ノ轉送及還付

第七十八條

郵便物ノ轉送及還付ハ別ニ料金ヲ徵收セズ但シ小包郵便物ニシテ料金増加ヲ要スル區域ニ轉送還付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ノ場合ニ於テ轉送料ハ請求人ヨリ還付料ハ差出人ヨリ各其ノ差額ヲ追徵ス

第七十九條

郵便物ノ差出人ハ未タ配達ヲ了セサル郵便物ノ宛變更又ハ取戻ヲ請求スルコトヲ得但シ之カ爲メ事務ニ差支アルトキハ拒絕スルコトアルヘシ
前項ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ郵便物差立前ナルトキハ金五錢差立後ニシテ郵便ニ依ルモノハ金八十錢名宛變更ノ請求ニ係ルトキハ金五十錢名宛變更ノ請求ニ係ルトキハ金八十錢ヲ前納スヘシ但シ差立準備前郵便物ノ取戻請求ニ應シタルトキハ別ニ其ノ料金ヲ徵收セス

第八十條

郵便物ノ受取人他ニ移轉シ其ノ移轉先分明ナルトキハ左ノ場合ヲ除キ之ヲ其ノ移轉先ヘ轉送ス
郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人他

ニ移轉シタルトキ亦同シ

- 一 受取人朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵便物ノ包有品カ移出人ヲ禁シタル物件ナルトキ
- 二 受取人朝鮮又ハ南洋群島ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵便物カ普通小包郵便物ナルトキ又ハ朝鮮ニ於テ移入税若ハ内國稅ヲ課スヘキ物品ヲ包有スル通常郵便物ナルトキ
- 三 小包郵便物ハ受取人料金増加ヲ要スル區域ニ移轉シ又ハ料金ノ増加ヲ要セサルモ其ノ移轉先カ朝鮮ナル場合ニ於テ差出人又ハ受取人ヨリ轉送ノ請求ナキトキ

第八十條ノ二

小包郵便物ノ差出人ハ該郵便物カ名宛地ノ郵便官署ニ於テ配達ヲ遂クコト能ハサルトキ之カ轉送還付ノ爲料金増加ヲ要スル場合ニ於ケル該郵便物ノ轉送又ハ棄却ノ處分ニ付豫メ請求ヲ爲スコトヲ得但シ前條第一號及第二號ニ該當スル郵便物ノ轉送ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第八十條ノ三

小包郵便物ノ受取人ハ該郵便物ノ轉

送ヲ名宛地ノ郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ第八十條及第一號及第二號ニ該當スル郵便物ハ此ノ限ニ在ラス

第八十條ノ四

小包郵便物ノ差出人又ハ受取人ニ於テ朝鮮ニ該郵便物ノ轉送ヲ請求セムトスルトキハ第三十條ニ定ムル事項ヲ當該郵便官署ニ通知スヘシ

第八十一條

郵便物ノ受取人既ニ他ニ移轉セルトキハ其ノ配達先ニ於テ受取人ノ所在地ヲ集配人ニ明示シ該郵便物ノ轉送ヲ求ムルコトヲ得
書留、價格表記以外ノ通常郵便物ニシテ其ノ配達ヲ受ケタル後ナルトキハ該郵便物ニ轉送先ヲ記載シタル符箋ヲ爲シ其ノ配達ヲ受ケタル日ヨリ社寺ヲ肩書シタル巡禮者ニ宛テタルモノハ三十日以内其ノ他ハ十日以内ニ料金ノ納付ヲ要スルコト無ク再ヒ郵便ニ差出スコトヲ得若其ノ期限經過後郵便ニ差出シタルトキハ新ニ差出シタルモノト看做ス
郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人既ニ他ニ移轉シタルトキ亦前項ニ準ス

第八十二條

郵便物ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ差出人ニ還付ス

- 一 受取人所在不明ナルトキ
- 二 郵便料未納不足ナルニ依リ受取人之力受取ヲ拒ミタルトキ
- 三 留置期間ヲ經過シ又ハ其ノ期間内ト雖受取人ニ於テ成規ニ依ル受取ノ手續ヲ爲ササル旨申出テタルトキ
- 四 受取人朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵便物カ第八十條第一號及第二號ニ該當スルモノナルトキ
- 五 小包郵便物ノ受取人料金増加ヲ要スル區域ニ移轉シ又ハ料金ノ増加ヲ要セサルモ其ノ移轉先カ朝鮮ナル場合ニ於テ差出人ヨリ豫メ其ノ轉送若ハ棄却ノ請求ヲ爲サス又ハ受取人ヨリ轉送ノ請求ナキトキ

第八十二條ノ二

郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リ該郵便物ニ移出入ヲ禁シタル物件又ハ小包郵便

ニ依ルニ非サレハ移出入スルコトヲ得サル物件ヲ包有スル爲還付シ能ハサルトキハ還付シ能ハサル郵便物トシテ郵便官署ニ於テ之ヲ保管シ其ノ旨ヲ差出人ニ通知ス

前項郵便物ノ差出人還付シ能ハサル郵便物中ニ包有スル移出入不能物件ヲ棄却シ殘存物件ノ還付ヲ受ケムトスルトキ又ハ移出入不能物件ヲ小包郵便物トシテ還付ヲ受ケムトスルトキハ還付ニ要スル郵便料及還付手数料金二十錢ニ相當スル郵便切手ヲ添ヘ該郵便物ヲ保管スル郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ法令ニ依リ政府ノ許可ヲ要スルモノニ在リテハ許可證明書ヲ請求書ニ添付スヘシ

第六章 損害賠償及報酬

第八十三條 郵便物ニ關スル損害ノ賠償ハ其ノ差立郵便官署所在地ヲ管轄スル遞信局ニ之ヲ請求スヘシ

郵便法第四條ニ依ル損害ノ賠償ハ損害ヲ生セシメタル郵便遞送人及郵便集配人ノ屬スル郵便官署所在地ヲ管轄スル遞信局ニ之ヲ請求スヘシ

テハ郵便法第十四條ニ依ル還付シ能ハサル郵便物トシテ之ヲ取扱フ

第八十六條 郵便物ニ關スル損害ノ賠償ヲ請求スル者ハ其ノ種別、品名、箇數、實價、請求金額其ノ他必要ナル事項及之ヲ請求スル事由ヲ記載シタル請求書ヲ差出スヘシ若第八十四條ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ別ニ其ノ調書ヲ添付スヘシ

郵便法第四條ニ依ル損害ノ賠償又ハ第五條ニ依ル報酬ヲ請求スル者ハ其ノ請求金額及之ヲ請求スル事由ヲ記載シタル請求書ヲ差出スヘシ

第八十七條 損害賠償及報酬ノ請求ヲ受ケタル遞信局ニ於テハ其ノ請求ノ當否及金額ヲ審査シ其ノ決定ヲ請求人ニ通知ス

第八十八條 損害賠償ノ請求ヲ爲シタル者其ノ請求ヲ取消シタル場合ニ於テ郵便物ノ毀損ニ係ル請求ナルトキハ郵便官署ハ直ニ該郵便物ヲ其ノ請求人ニ交付ス

第八十九條 郵便法第三十三條ニ依ル郵便物損害賠償

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便規則

郵便法第五條ニ依ル報酬ハ助力ヲ求メタル郵便遞送人郵便集配人又ハ郵便吏員ノ屬スル郵便官署所在地ヲ管轄スル遞信局ニ之ヲ請求スヘシ

第八十四條 郵便物ノ配達又ハ還付ノ際郵便物ニ損害アリト申立タルトキハ申立人ヲシテ其ノ事由ヲ證明セシムヘシ郵便局ハ郵便法第三十四條ニ依リ損害ナシト看做ストキハ其ノ事由ヲ記載シタル調書ト共ニ再ヒ該郵便金ヲ申立人ニ交付スヘシ前項郵便物ニシテ損害ナシト看做ス能ハサルトキハ七日ノ期間内ニ申立人ヲ立會ハシメ之ヲ開披シテ損害ノ有無ヲ検査シ損害ナシト認メタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル調書ト共ニ郵便物ヲ申立人ニ交付シ損害アリト認メタルトキハ申立人ニ於テ其ノ郵便物ノ任意受取方ヲ申出ツル場合ノ外損害調書ヲ作成シ之ヲ損害賠償ノ請求權ヲ有スル者ニ交付ス

第八十五條 前條第二項ノ場合ニ於テ申立人立會ヲ爲ササルトキ其ノ申立人受取人ナルトキハ郵便物ハ直ニ差出人ニ還付ス申立人差出人ナル場合ニ於

價ノ金額ハ左ノ割合ニ依ル

一 書留通常郵便物亡失ノトキハ一箇ニ付金十圓
二 書留小包郵便物ノ損害賠償額ハ

亡失ノトキハ 重量二百匁迄ハ金二圓、二百匁以上ハ二百匁又ハ其ノ端數ヲ超過スル毎ニ金一圓ヲ加フ
毀損ノトキハ 總重量ニ對スル減重量ノ割合ニ依リ重量二百匁迄ハ金一圓以內、二百匁以上ハ二百匁又ハ其ノ端數ヲ超過スル毎ニ金五十錢以內ヲ加フ

三 價格表記郵便物全部亡失ノトキハ表記金額ノ全額、一部亡失又ハ毀損ノトキハ其ノ表記金額ト殘存價格トノ差額

四 集金郵便ニ依ル證券ノ亡失又ハ失效ノトキハ其ノ實損額但シ取立金額ヲ超過スルコトヲ得ス
五 代金引換郵便物ノ取立金ノ取立ヲ爲サスシテ之ヲ交付シタルトキハ其ノ實損額

附則

第九十條 此ノ規則ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

郵便年金法

大正一五年三月法律第三十九號

郵便年金法

- 第一條 郵便年金事業ハ政府之ヲ政府之ヲ管掌ス
- 第二條 郵便年金契約ハ政府カ契約者又ハ第三者ノ生存ニ關シテ其ノ者ニ年金ヲ支拂フヘキコトヲ約シ契約者カ對價トシテ政府ニ掛金ヲ拂込ムヘキコトヲ約スルモノトス
- 年金契約ノ種類、年金受取人ノ年齢、掛金及年金受取人ノ爲ニ積立ツヘキ金額ノ計算ノ基礎ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 年金ノ額ハ年金受取人一人ニ付年額二千四百圓以下トス
- 第四條 年金契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ郵便年金證書ヲ年金契約者ニ交付ス

郵便年金證書ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第五條 年金契約ノ效力ハ掛金ヲ拂込ミタル日ニ始マル
- 第六條 年金受取人カ第三者ナルトキハ其ノ第三者ハ當然年金契約ノ利益ヲ享受ス
- 第七條 年金契約者ハ年金契約申込ノ際年金受取人ノ死亡又ハ年金契約ノ解除若ハ變更ノ場合ニ於テ拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ自己又ハ年金受取人タル第三者ノ爲ニ留保スルコトヲ得返還ヲ請求シ得ヘキ拂込掛金ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第八條 自己ヲ以テ拂込掛金ノ受取人ト爲シタルトキハ年金契約者ハ年金受取人タル第三者ヲ以テ拂込掛金ノ受取人ト爲スコトヲ得
- 年金受取人タル第三者ヲ以テ拂込掛金ノ受取人ト爲シタルトキハ年金契約者ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第九條 年金又ハ第七條ニ規定スル拂込掛金ヲ受取

ルヘキ權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第十條 年金ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ年額二百五十圓ヲ超ユル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 年金契約者ハ第三者ヲシテ年金契約者トシテノ權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ年金契約者カ年金受取人ニ非サルトキハ年金受取人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ承繼ハ政府ニ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ政府ニ對抗スルコトヲ得ス

第十二條 年金契約者ハ年金支拂ノ事由發生スル迄ハ年金契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ解除ハ對來ニ向テノミ其ノ效力ヲ生ス

第十三條 年金契約者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ年金契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 年金契約者掛金ヲ拂込マシテ命令ノ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年金契約ヲ既ニ拂込ミタル掛金ニ依ル掛金拂濟年金契約ニ變更スルコトヲ得

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便年金法

前項ノ場合ニ於テ掛金拂濟年金契約ニ變更セラレサル年金契約ハ解除セラレタルモノト看做ス

第十二條第二項ノ規定ハ前項ノ解除ニ之ヲ準用ス

第十五條 第七條ノ規定ニ依リテ拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保シタル場合ニ於テハ年金契約者又ハ年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ拂込掛金ノ範圍内ニ於テ貸付ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 年金又ハ第七條ニ規定スル拂込掛金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約又ハ之ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府カ辨濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ支拂金額ヨリ之ヲ控除ス

第十七條 當該官署カ命令ノ定ムル所ニ依リ年金又ハ年金契約者若ハ年金受取人ニ返還スヘキ金額ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ支拂ハ之ヲ有効トス

第十八條 年金支拂ノ義務及拂込掛金返還ノ義務ハ二年、掛金拂込ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第十九條 年金契約者又ハ年金受取人カ郵便年金ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スル

ニハ簡易生命保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス
第二十條 前條ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第二十一條 郵便年金ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第二十二條 郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●郵便年金令

大正一五年八月勅令第二八一號

第一條 郵便年金ハ即時終身年金及据置終身年金トス

第二條 即時終身年金ニ在リテハ年金契約ノ效力發生シタル日ヨリ年金受取人ノ死亡ニ至ル迄年金ノ支拂ヲ爲スモノトス

第三條 据置終身年金ニ在リテハ年金受取人カ一定ノ年齢ニ達シタル日ヨリ其ノ死亡ニ至ル迄年金ノ支拂ヲ爲スモノトス

第四條 据置終身年金ハ左ノ四種トス

- 一 五十歳支拂開始据置終身年金
- 二 五十五歳支拂開始据置終身年金
- 三 六十歳支拂開始据置終身年金
- 四 六十五歳支拂開始据置終身年金

第五條 新ニ年金受取人タルコトヲ得ル者ノ年齢ハ即時終身年金ニ在リテハ四十歳以上八十歳以下、据置終身年金ニ在リテハ十二歳以上六十歳以下トス

第六條 年金契約ヲ爲シタル後年金受取人ノ年齢ニ付錯誤アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ郵便年金法第五條ノ掛金拂込ノ日ノ年齢カ前條ノ範圍内ナルトキハ當初ヨリ其ノ年齢ニ基キテ年金契約ヲ爲シタルモノト看做シ年金額ヲ更正ス其ノ年齢カ即時終身年金ニ付四十歳未滿ナルトキハ四十歳ニ達シタル日ニ於テ、据置終身年金ニ付十二歳未滿ナ

第十條 掛金ハ左ノ基礎ニ依リ計算ス

- 一 明治四十五年內閣統計局ノ發表シタル第二表ノ死亡率ヨリ男子ニ在リテハ男子死亡率ノ二割ヲ、女子ニ在リテハ死亡率ノ三割ヲ減シテ作成シタル死亡生殘表
- 二 掛金一時拂ナルトキハ市場ニ於ケル公債ノ時價ニ準シ逓信大臣ノ定ムル豫定利率

掛金分割拂ナルトハ年五分ノ豫定利率
年金受取人ノ爲ニ積立ツヘキ年額ハ前項ノ基礎ニ依リ純保險料式ヲ以テ之ヲ計算ス

第十一條 拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保セサル年金契約ニ於テ年金受取人死亡シ又ハ年金契約解除セラレタル場合未タ拂込マサル掛金アルトキハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス

第十二條 年金ハ年金支拂ノ事由發生シタル日ヨリ三月毎ニ各其ノ經過シタル期間分ヲ支拂フ但シ期間ノ中途ニ於テ年金受取人死亡シタルトキハ其ノ期間ニ付テハ月割ヲ以テ計算シ死亡ノ日ヲ含ム月割分迄ヲ支拂フ

ルトキハ十二歳ニ達シタル日ニ於テ年金契約ノ效力發生シタルモノト看做シ年金額ヲ更正ス

前項ノ規定ニ依リ年金額ヲ更正スル場合ニ於テ其ノ金額カ郵便年金法第三條ニ規定スル制限ヲ超ユルトキハ當初ヨリ最高ノ年金額ニ基キテ年金契約ヲ爲シタルモノト看做ス

第七條 掛金ノ算定ニ關シテハ年金受取人ノ年齢ハ出生ノ月ヨリ年金契約申込ノ月迄月ヲ以テ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數カ七月以上ナルトキハ之ヲ一年ニ切上ケ六月以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ

第四條ノ年金支拂開始年齢ト年金受取人カ年金契約申込ノ日ニ於テ前項ノ規定ニ依リ算出シタル年齢ニ達シタルモノト看做シ之ヲ計算ス

第八條 掛金ノ拂込ハ一時拂及分割拂トス

第九條 年金契約ノ申込ヲ爲スニハ之ト同時ニ掛金一時拂ノモノニ在リテハ掛金ノ全額ヲ、掛金分割拂ノモノニ在リテハ其ノ第一回分ヲ拂込ムコトヲ要ス

第十三條 郵便年金法第七條ノ規定ニ依リ返還スヘキ拂込掛金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル

年金受取人死亡シタル場合

死亡ノ日迄ノ拂込掛金（拂込ムヘキモノヲ含ム）ノ額但シ支拂ヒタル年金（支拂フヘキモノヲ含ム）アルトキハ其ノ金額ヲ差引キタル残額

年金契約解除セラレタル場合

契約解除ノ日迄ノ拂込掛金（拂込ムヘキモノヲ含ム）ノ額ノ百分ノ九十以上ニシテ遞信大臣ノ定ムル額

年金契約變更セラレタル場合

契約變更ノ日迄ノ拂込掛金（拂込ムヘキモノヲ含ム）ノ額ヨリ變更後ノ契約ニ付當初ヨリ變更ノ日迄ニ拂込ムヘカリシ掛金ノ額ヲ差引キタル残額ノ百分ノ九十以上ニシテ遞信大臣ノ定ムル額

附則

本令ハ郵便年金法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●郵便年金規則

大正一五年八月遞信省令第二七號

郵便年金規則

第一章 總則

第一條 郵便年金ハ郵便官署ニ於テ之ヲ取扱フ但シ特ニ之ヲ取扱ハサルコトヲ告示シタル郵便官署ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 年金額ハ掛金分割拂ノ年金契約ニ在リテハ年額百二十圓以上、掛金一時拂ノ年金契約及掛金拂濟年金契約ニ在リテハ年額十二圓以上トス但シ郵便年金令第六條ノ規定ニ依リ年金額ヲ更正シタル場合及拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保セサル年金契約ニシテ郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依リ掛金拂濟年金契約ニ變更セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 年金額ニハ年額ニ付一圓未満ノ端數ヲ附スルコトヲ得ス但シ年金契約變更ノ場合及郵便年金

令第六條ノ規定ニ依ル年金額更正ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 掛金分割拂ノ掛金ハ年掛トス但シ半年掛又ハ三月掛ト爲スコトヲ得

第五條 掛金分割拂ノ掛金額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

掛金一時拂ノ掛金額ハ別ニ告示スル所ニ依ル

第六條 同一ノ年金契約ニ付年金契約者數人アルトキハ其ノ一人ヲ代表者トスヘシ

前項ノ代表者ハ他ノ年金契約者ヲ代理スルモノトス

第七條 同一ノ年金契約ニ付年金契約者數人アル場合ニ於テハ其ノ責任ハ連帶トス

第八條 年金契約ニ關シ郵便官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ年金契約者又ハ年金受取人ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第九條 年金契約ニ關シ郵便官署ニ差出ス書類ニハ郵便年金證書ノ記號番號ヲ記載スヘシ

第十條 年金契約者又ハ年金受取人ハ左ノ場合ニ於

テ郵便年金證書、掛金領收帳、年金支拂通知書、元金返還通知書、掛金返還通知書又ハ年金貸付證書ノ再度交付ヲ請求スルコトヲ得

一 證書、領收帳又ハ通知書ヲ亡シタルトキ
二 證書、領收帳又ハ通知書ヲ毀損汚斑シテ不判明トナリタルトキ

郵便年金證書再度交付ノ請求ニ對シテハ證書一通ニ料金十錢ヲ徴收ス但シ郵便官署ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 年金契約者又ハ年金受取人前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ證書、領收帳又ハ通知書ノ再度交付請求書ヲ作成シ郵便年金證書ノ請求ニ在リテハ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ之ヲ郵便局ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ證書、領收帳又ハ通知書アルモノハ之ヲ添附シ郵便年金證書ヲ差出シタルトキハ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ簡易保險局ニ於テ證書領收帳又ハ通知書ヲ作成シ之ヲ請求人ニ交付ス
亡シタル證書、領收帳又ハ通知書ヲ發見シタル

トキハ郵便局ニ之ヲ返還スヘシ

第十二條 前條ノ規定ニ依リ證書、領收帳又ハ通知書ノ再度發行ヲ爲シタルトキハ原證書、原領收帳又ハ原通知書ハ無効トス

第十三條 年金契約者又ハ年金受取人年金支拂通知書、元金返還通知書、掛金返還通知書又ハ年金貸付證書ニ指定シタル拂渡郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

拂渡郵便局變更ノ手續ヲ了シタルトキハ其ノ旨ヲ請求人ニ通知ス

第十四條 年金契約ニ關シ郵便切手ヲ以テ納付スル料金ニ過納又ハ誤納アリタルトキハ納付人ノ請求ニ依リ其ノ納付ヲ受ケタル郵便局ニ於テ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

第二章 契約ノ成立

第十五條 年金契約ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ年金契約申込書用紙ニ左ノ事項ヲ記載シ記名調印ノ上掛金ヲ添ヘ之ヲ郵便局ニ差出シ掛金領收ヲ受取ル

氏名又ハ名稱

十 年金受取人ニ付既ニ郵便年金契約アルトキハ郵便年金證書ノ記號番號及其ノ年金額又現ニ郵便年金契約ノ申込中ニ係ルモノアルトキハ其ノ旨及申込年金額

十一 即時年金ニ在リテハ年金支拂郵便局名

第十六條 前條ノ場合ニ於テ掛金一時拂ノモノナルトキハ簡易生命保険ノ保険金ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲スコトヲ得

前項ノ振替拂込ヲ爲サムトスル者ハ申込書ニ其ノ旨ヲ記載シ之ヲ保険金支拂ノ請求ニ必要ナル書類ヲ添付スヘシ

第十七條 簡易保険局年金契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ郵便年金證書及掛金領收帳ヲ年金契約者ニ交付ス但シ掛金一時拂ノモノ及掛金郵便振替貯金振替拂込ノモノニ在リテハ掛金領收帳ハ之ヲ交付セス

簡易保険局年金契約ノ申込ヲ承諾セサルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル掛金返還通知書ヲ年金契約申込

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便年金規則

ヘシ此ノ場合ニ於テ即時年金契約ノ申込ヲ爲スモノナル時ハ郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ年金受取人ノ印鑑届ヲ作成シ之ヲ申込書ニ添付スヘシ

一 年金ノ種類

二 年金額

三 郵便年金法第七條ノ規定ニ依ル拂込掛金(以下元金ト稱ス)ノ返還ヲ請求スル權利ノ留保(以下元金留保ト稱ス)又ハ拋棄(以下元金拋棄ト稱ス)ノ別

四 掛金一時拂又ハ分割拂ノ別、分割拂ニ在リテハ拂込回数(年掛、半年掛、三月掛)

五 掛金額或半年掛及三月掛ニ在リテハ其ノ一回分ノ金額

六 掛金分割拂ニ在リテハ第二回以後ノ掛金ヲ拂込ムヘキ郵便局名又ハ郵便振替貯金口座番號

七 年金契約者ノ氏名又ハ名稱(契約者數人アルトキハ代表者ノ表示)及住所

八 年金受取人ノ氏名、男女ノ別、生年月及住所

九 元金留保ノ年金契約ニ在リテハ元金受取人ノ

人ニ送付ス

年金契約申込人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印ノ上掛金領收證ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ掛金ノ拂戻ヲ受クヘシ

第十八條 郵便年金證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ簡易保険局長記名調印ス

一 年金ノ種類

二 年金額

三 年金支拂開始期及毎年ノ年金支拂月日

四 元金留保又ハ元金拋棄ノ別

五 掛金額及掛金分割拂ニ在リテハ其ノ拂込期間

六 年金契約者ノ氏名又ハ名稱(契約者數人アルトキハ代表者ノ表示)

七 年金受取人ノ氏名、男女ノ別及生年月日

八 元金留保ノ年金契約ニ在リテハ元金受取人ノ氏名又ハ名稱

九 年金契約ノ效力發生年月日

十 郵便年金證書記號番號

第三章 掛金ノ分割拂込

第十九條 掛金分割拂ノ掛金拂込期間ハ年金契約ノ效力發生ノ日ヨリ年金支拂開始ノ日ノ前日迄トス元金留保ノ年金契約前項ノ期間内ニ消滅シタルトキハ消滅ノ日迄ニ第二十條ノ規定ニ依ル拂込期日ノ到達セサル掛金ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス

第二十條 掛金分割拂ノ掛金ハ年金ニ在リテハ毎年年金契約ノ效力發生ノ日ニ應當スル日迄ニ、半年掛又ハ三月掛ニ在リテハ其ノ期ノ初日迄ニ拂込ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ拂込期日前ニ掛金ノ拂込ヲ爲シタルモノアル場合ニ於テ其ノ契約カ拂込期日前ニ消滅シタルトキハ其ノ掛金ハ之ヲ返還ス

第二十一條 掛金分割拂ノ掛金ハ年金契約者其ノ指定シタル郵便局ニ拂込ミ掛金領收帳ニ其ノ旨記入ヲ取クヘシ

第二十二條 年金契約者ハ第二回以後ノ掛金ニ付郵便振替貯金ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ口座所管廳ニ於テ拂込期日毎ニ當該加入者ノ貯金ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲ス

又ハ其ノ端數毎ニ一月又ハ其ノ端數ニ付一錢ノ延滞金ヲ徴收ス但シ郵便官署ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四章 年金ノ支拂

第二十七條 据置年金ノ年金支拂開始期到達シタルトキハ年金受取人ハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上

年金支拂郵便局指定届及郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ作成シタル印鑑届ヲ郵便局ニ差出スヘシ

第二十八條 年金受取人年金ノ支拂ヲ受ケムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ作成シタル郵便年金受領證ニ生存ヲ證明スヘキ戸籍抄本ヲ添ヘ之ヲ年金支拂郵便局ニ差出シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ第二回以後ノ年金ノ支拂ヲ受ケムトスル場合ニ於テハ前項ノ戸籍抄本ハ生存ヲ證明スルニ足ル他ノ文書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

委任ニ因ル代理人ニ於テ年金ノ支拂ヲ受ケムトスルトキハ其ノ都度委任狀ヲ差出スコトヲ要ス

第二十九條 年金受取人死亡シタル場合ニ於テ年金

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便年金規則

第二十三條 年金契約者掛金分割拂ノ拂込回数ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ掛金拂込郵便局ニ差出シ掛金領收帳アルモノハ其ノ訂正ヲ受クヘシ

第二十四條 年金契約者掛金拂込郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ掛金拂込郵便局又ハ掛金拂込ヲ爲サムトスル郵便局ニ差出シ掛金領收帳ノ訂正ヲ受クヘシ

第二十五條 年金契約者第二十一條及第二十二條ノ掛金拂込方法ヲ交互ニ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル請求書ヲ掛金拂込郵便局又ハ掛金拂込ヲ爲サムトスル郵便局ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第二十二條ノ拂込方法ヲ第二十一條ノ拂込方法ニ變更セムトスルモノニ在リテハ簡易保険局ニ於テ掛金領收帳ヲ作成シ之ヲ年金契約者ニ交付ス

第二十六條 掛金ノ拂込猶豫期間ハ第二十條ノ掛金拂込期日後二箇月トス掛金ノ拂込ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ掛金額一圓

受取人ノ相續人年金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上年金支拂請求書ニ年金受取人ノ死亡年月日及年金受取人トノ續柄ヲ證明スヘキ戸籍謄本又ハ抄本ヲ添ヘ郵便局ニ差出スヘシ

第三十條 前條ノ請求アリタルトキハ簡易保険局ハ年金支拂通知書ヲ年金受取人ノ相續人ニ送付ス年金受取人ノ相續人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ前項ノ場合ニ於テ未タ拂渡ヲ爲ササル元金アルトキハ郵便年金證書ニ年金拂渡濟ノ旨ヲ記載シ之ヲ返付ス

第三十一條 年金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約ニ付政府ニ於テ辨濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支拂フヘキ年金額ヨリ控除シ其ノ旨ヲ年金受取人ニ通知ス

第三十二條 年金受取人年金支拂郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ年金支拂

郵便局又ハ年金支拂ヲ受ケムトスル郵便局ニ差出スヘシ

年金支拂郵便局變更ノ手續ヲ了シタルトキハ其ノ旨ヲ年金受取人ニ通知ス

第三十三條 年金受取人印章ヲ改メタルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ改印届ヲ作成シ之ヲ年金支拂郵便局ニ差出スヘシ

第三十四條 年金受取人郵便年金法施行區域外ニ於テ年金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ第二十七條乃至第二十九條ノ規定ニ依ル書類ニ郵便年金證書ヲ添ヘ之ヲ簡易保険局ニ差出スヘシ但シ關東廳管内ニ於テ年金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ請求アリタルハトキ會計規則第四十八條第一項ノ規定ニ依リ年金ヲ支拂ヒ郵便年金證書ハ之ヲ返付ス但シ第二十九條ノ規定ニ該當スル請求ニシテ元金支拂済ナルトキハ郵便年金證書ハ之ヲ返付セス

第五章 契約ノ異動變更

第三十五條 年金契約者ハ年金支拂開始前ニ限り左ノ場合ニ於テ年金契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得
一 年金受取人ノ年齢四十歳以後ニ於テ既ニ拂込ミタル掛金ヲ以テ元金留保ノ据置年金ヲ元金留保ノ即時年金ニ變更セムトスルトキ此ノ場合ニ於テハ契約變更請求後ニ於ケル原契約ノ效力發生ノ日ニ應當スル最初ノ日ニ變更ノ效力ヲ發生スルモノトス

二 掛金額ヲ變更セシテ据置年金ノ種類ヲ變更セムトスルトキ但シ元金抛棄ノ据置年金ノ支拂開始年齢ヲ低下セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

三 据置年金ノ金額ヲ減額セムトスルトキ

四 既ニ拂込ミタル掛金ヲ以テ掛金分割拂ノ据置年金ヲ掛金拂済ノ据置年金ニ變更セムトスルトキ

前項ノ請求ニ對シテハ料金二十錢ヲ徴收ス

第三十六條 前條ノ請求アリタル場合及郵便年金法

第十四條 第一項ノ規定ニ依ル年金契約變更ノ場合ニ於テ更正スヘキ金額又ハ掛金額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三十七條 年金契約者第三十五條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ年金契約變更請求書ニ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ之ニ郵便年金證書ニ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ年金領收帳アルモノハ之ヲ添付スヘシ郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保険局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第三十八條 簡易保険局郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依リ年金契約ヲ掛金拂済年金契約ニ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ年金契約者ニ通知ス

年金契約者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便年金證書ヲ郵便局ニ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ郵便年金證書ハ簡易保険局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第三十九條 郵便年金令第六條ノ場合ニ於テハ年金契約者又ハ年金受取人ハ郵便年金證書ノ訂正ヲ受

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便年金規則

クル爲之ヲ郵便局ニ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳ノ訂正ヲ要スルトキハ之ヲ添付スヘシ

郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保険局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十條 郵便年金法第十一條ノ規定ニ依リ年金契約者ニ變更アリタルトキハ年金契約承継者ハ郵便年金證書訂正請求書ニ年金契約者及年金受取人ト共ニ記名調印シ物便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳アルモノハ之ヲ添付スヘシ郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保険局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十一條 年金契約者郵便年金法第八條第一項ノ規定ニ依リ元金受取人ヲ變更セムトスルトキハ郵便年金證書訂正請求書ニ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ郵便年金證書ハ簡易保険局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十二條 年金契約者左ノ場合ニ於テハ郵便年金

證書訂正請求書ニ郵便年金證書ヲ添へ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳アルモノハ之ヲ添附スヘシ
一 年金契約者氏名又ハ名稱ヲ改メタルトキ
二 年金契約者數人アル場合ニ於テ其ノ代表者ヲ變更シタルトキ

年金契約者ノ相續人年金契約者トシテノ權利義務ヲ承繼シタルトキハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十三條 年金受取人氏名ヲ改メタルトキハ年金

契約者又ハ年金受取人ハ郵便年金證書訂正請求書ニ郵便年金證書及其ノ事實ヲ證明スルニ足ル文書ヲ添へ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ
郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十四條 年金契約者又ハ年金受取人住所ヲ變更

付ス

シタルトキハ其ノ旨ヲ郵便局ニ届出ツヘシ

第六章 契約ノ消滅

第四十五條 年金受取人死亡シタルトキハ年金契約者又ハ年金受取人ノ相續人ハ其ノ死亡年月日ヲ郵便局ニ届出ツヘシ

第四十六條 年金契約者年金契約ノ解除ヲ爲サムトスルトキハ年金解除通知書ヲ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ニ解約ノ表示ヲ受クヘシ

第四十七條 郵便年金法第十四條第二項ノ規定ニ依リ年金契約解除セラレタルトキハ簡易保險局ハ年金契約者ニ其ノ旨ヲ通知ス

年金契約者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便局ニ於テ郵便年金證書ニ解除ノ表示ヲ受クヘシ

第七章 返還金ノ支拂

第四十八條 郵便年金令第十三條ノ規定ニ依リ返還スヘキ元金ノ額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第四十九條 元金受取人元金ノ返還ヲ請求セムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上元金返還請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ請求カ年金受取人ノ死亡ニ因ルモノナルトキハ年金受取人ノ死亡年月日ヲ證明スルニ足ル文書ヲ、請求人カ元金受取人ノ相續人ナルトキハ其ノ續柄ヲ證明スヘキ戸籍謄本又ハ抄本ヲ請求書ニ添附スヘシ

第五十條 前條ノ請求アリタルトキハ簡易保險局ハ

元金返還通知書ヲ請求人ニ送付ス
元金受取人ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添へ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ返還金ノ拂渡ヲ受クヘシ「前項ノ場合ニ於テ未タ拂渡ヲ爲ササル年金アル時ハ郵便年金證書ニ元拂渡濟ノ旨ヲ記載シ之ヲ返付ス

第五十一條 元金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約ニ於テ政府ニ於テ辨濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支拂フヘキ元金額ヨリ控除シ其ノ旨ヲ元金受取人ニ通知ス

第五十二條 第二十條第二項、郵便年金令第六條又ハ年金契約ノ無効若ハ取消等ノ場合ニ於テ既ニ拂込ミタル掛金又ハ延滞金ノ返還ヲ要スルモノアル

【第十類】 交通・通信 第三項 郵便年金規則

トキハ簡易保險局ハ掛金返還通知書ヲ年金契約者ニ送付ス

年金契約者前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ郵便年金證書ヲ呈示シテ（年金契約ノ無効又ハ取消ノ場合ハ郵便年金證書ヲ通知書ニ添附スルコト）返還金ノ拂渡ヲ受クヘシ

第五十三條 元金受取人郵便年金法施行區域外ニ於テ元金ノ返還ヲ請求セシムトスルトキハ第四十九條ノ規定ニ依ル書類ニ郵便年金證書ヲ添へ簡易保險局ニ差出スヘシ但シ關東廳管内ニ於テ元金ノ返還ヲ請求セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ請求アリタルトキハ會計規則第四十八條第一項ノ規定ニ依リ返還金ヲ支拂ヒ郵便年金證書ハ之ヲ返付ス但シ年金契約消滅ノ場合ハ未タ支拂ヲ爲ササル年金アル場合ヲ除クノ外之ヲ返付セス

第八章 貸付

第五十四條 郵便年金法第十五條ノ規定ニ依ル貸付ハ掛金振替貸付及普通貸付トス

第五十五條 掛金振替貸付ニ在リテハ掛金ニ振替フ
ル爲左ノ各號ニ依リ年金契約者ニ貸付ヲ爲スモノ
トス

- 一 貸付金額 一年分以内ノ掛金ニ相當スル金額
- 二 貸付期間 一年以内
- 三 貸付利率 年五分四厘

第五十六條 普通貸付ニ在リテハ左ノ各號ニ依リ年
金支拂開始前ハ元金受取人タル年金契約者ニ、年
金支拂開始後ハ元金受取人タル年金受取人ニ貸付
ヲ爲スモノトス

- 一 貸付金額 既ニ拂込ミタル掛金額（既ニ支拂
ヒタル年金ナルトキハ之ヲ差引キタル殘額）ノ
百分ノ五十以内ニシテ一口二圓以上
- 二 貸付期間 一年以内
- 三 貸付利率 年六分六厘

第五十七條 貸付期間ハ年金支拂開始前ニ限り辨濟
期ニ於テ之ヲ更新スルコトヲ得但シ更新ノ時ヨリ
一年ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十八條 貸付期間滿了前ニ於テ年金契約消滅シ

タルトキハ貸付ハ辨濟期ニ達シタルモノトス

第五十九條 貸付金ニ對スル利息ノ計算ハ月割ヲ以
テシ一月未滿ノ端數アルトキハ一月ニ切上ク

貸付期間滿了前貸付金ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ爲
シタル場合ニ於テハ其ノ辨濟シタル額ニ付未タ經
過セサル期間ニ對スル利息ノ拂込ヲ要セス

第六十條 年金契約者又ハ年金受取人貸付ヲ受ケム
トスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上年金貸
付請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

簡易保險局前項ノ請求ヲ認メタルトキハ掛金振替
貸付ニ付テハ掛金振替貸付通知書ヲ普通貸付ニ付
テハ年金普通貸付通知書ヲ請求人ニ送付ス

第六十一條 年金契約者掛金振替貸付通知書ヲ受ケ
タルトキハ之ニ指定シタル郵便局ニ於テ郵便年金
證書ニ貸付ニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ

年金契約者又ハ年金受取人年金普通貸付通知書ヲ
受ケタルトキハ之ニ添屬セル年金貸付證書ニ記名
調印シ其ノ證書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ貸付
金ノ交付ヲ受ケ郵便年金證書ニ貸付ニ關スル事項

ノ記入ヲ受クヘシ

第六十二條 年金契約者貸付期間ヲ更新セムトスル
時ハ掛金貸付期間更新請求書ニ既ニ經過シタル期
間ニ對スル利息ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證
書ニ貸付期間更新ニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ

第六十三條 年金契約者又ハ年金受取人貸付金ノ辨
濟ヲ爲サムトスルトキハ貸付金ニ利息ヲ添ヘ郵便
局ニ差出シ郵便年金證書ニ貸付金辨濟ニ關スル事
項ノ記入ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ掛金振替貸付
ノ貸付金ノ全部ヲ辨濟シタルモノナルトキハ掛金
領收帳ニ掛金拂込濟額ノ記入ヲ受クヘシ

簡易保險局普通貸付ノ貸付金全部ノ辨濟ヲ受ケタ
ルトキハ年金貸付證書ヲ返付ス

第六十四條 年金受取人又ハ元金受取人第三十一條
又ハ第五十一條ノ規定ニ依リ貸付金及其ノ利息ノ
控除ヲ爲シタル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便局
ニ於テ郵便年金證書ニ貸付金辨濟ニ關スル事項ノ
記入ヲ受クヘシ

普通貸付ノ貸付金全部ノ控除ヲ爲シタルトキハ簡

【第十類】 交通・通信 第四項 電報規則

易保險局ハ年金貸付證書ヲ返付ス

附則

第六十五條 本規則ハ第八章ノ規定ヲ除クノ外大正
十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八章ノ規定ハ大正十六年六月一日ヨリ之ヲ施行
ス

(別表略)

第四項 電報規則(抄)

大正十四年八月通信省令第四十七號

第一條 電報ハ左ノ三種トス

- 一 官報
- 二 局報
- 三 私報

第二條 官報トハ官廳及地方自治體ヨリ發スル公信
並外國ノ首長、皇族、大臣、陸海軍將帥、大使、
公使及領事ヨリ發スル電報ヲ謂フ但シ商人ニシテ
領事ノ事務ヲ扱フ者ヨリ發スル電報ハ官報發信ノ

資格アル者ニ宛テ且官用ニ關スルモノニ非サレハ之ヲ官報ト爲スコトヲ得ス
 國庫金取扱ニ關シ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ヨリ發スル電報及宮内省金庫事務ニ關シ宮内省本金庫、支金庫又ハ派出所ヨリ發スル電報並戰時事變ニ際シ日本赤十字社又ハ軍事輸送ノ爲政府ノ使用ニ供スル船舶、航空機若ハ鐵道ノ所有者ヨリ發スル電報ハ遞信大臣ノ承認ヲ經テ官報ト爲スコトヲ得

官報發信ノ資格ナキ者ト雖受取リタル官報ヲ提示シ其ノ返信ヲ官報ト爲スコトヲ得

第五條 電報ハ左ノ順位ニ依リ送達ス

- 一 至急官報
- 二 至急局報
- 三 至急私報
- 四 官報
- 五 局報
- 六 私報

第九條 電報ノ名宛ハ簡明ニ記載スヘシ若其ノ地名

ニシテ著名ナラサルトキ又ハ他ニ類似ノモノアルトキハ必要ニ應シ府縣名、國名又ハ郡名ヲ附記スヘシ

汽車中ニ在ル者ニ宛テタル電報ノ名宛ニハ前項ノ外左ノ事項ヲ附記スヘシ但シ其ノ附記ナキモノト雖電信官署ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ受附クルコトアルヘシ

一 肩書驛ノ通過時刻又ハ乘車シタル驛名及列車ノ番號若ハ其ノ乘車驛發車時刻

二 下車スヘキ驛名及客車ノ等級

和文電報ノ名宛中不必要ト認ムルモノアルトキハ電信官署ニ於テ之ヲ抹消スルコトアルヘシ

第十二條 特殊ノ取扱ヲ受ケムトスル電報ノ指定ニ使用スヘキ略號左ノ如シ

指定事項	和文略號	歐文略號
至急	ウナ	U R
返信料前納	ナツ	R P
照校	ムニ	T C
電報受信報知	ツニ	P C

郵便受信報知	ツツ	P P
追尾	チラ	F S
再送	ナチ	R F
同文	ムヨ	T M
外國郵送	ラ	P N
時間外	ラ	S S
夜間配達	タラ	N S
留置	ムナ	F R
別使配達	マツ	X P

和文電報

十五字以内
十五字ヲ超ユルトキハ五字ニ増ス毎ニ

歐文電報

五語ヲ超ユルトキハ一語ヲ増ス毎ニ

解船配達 ハホ B D
 局待 ヤム W T
 親展 ニカ C L
 配達日時指定 ヨイ M A
第三十七條 電報料ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ但シ和文電報ニ連記シタル第二以下ノ受信人名及逐書シタル追尾電報又ハ再送電報ノ第二以下ノ居所ニ對シテハ一名宛ニ五錢ノ料金以下名宛ヲ附課ス

一、同一市町村内ノモノ <small>（官報）</small>	十五錢	三錢	十五錢	三錢
内地 <small>（小笠原島ヲ除ク以下之ニ同シ）</small>	十五錢	三錢	十五錢	三錢
小笠原島間	三十錢	五錢	三十錢	五錢
内地又ハ小笠原島ト臺灣、樺夫、朝鮮及南洋ヤツノ島間	四十錢	五錢	四十五錢	五錢
三、前各號以外ノモノ <small>（官報）</small>	三十錢	五錢	三十錢	五錢

【第十類】 交通・通信 第四項 電報規則

第三十八條 電報ノ特殊取扱料ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

至急料官報 電報料ニ同シ
電報料ノ二倍
照校料 電報料ノ四分ノ一

電報受信報知料 電報ノ種 和文 十五字ニ相當ス
別ニ依リ 歐文 五語ニ相當ス
電報料ニ同シ

郵便受信報知料 三 錢
同文料 十五 錢

外國郵送料 支那ニ宛ツルモノ 十三 錢
其ノ他外國ニ宛ツルモノ 二十六 錢

時間外料 三十 錢
別使配達料

別ニ告示スル場合ヲ除クノ外著信電信官署ヨリ二里以内ハ三十錢、二里ヲ超ユルトキハ一里迄毎ニ二十五錢ヲ加フ但シ島嶼ニ配達スルモノハ里程ニ拘ラス三十錢トシ配達實費之ヲ

超ユルトキハ其ノ實費額ニ依ル
船配達料

別ニ告示スル場合ヲ除クノ外三十錢トシ其ノ配達實費之ヲ超ユルトキハ其ノ實費額ニ依ル

第五十七條 天災事變其ノ他ノ事故ニ因ル電信設備ノ故障又ハ通信輻輳ノ場合ニ於テハ送達ノ遅延ヲ承知ノ上差出ス電報ニ限り之カ受付ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ電報ニハ電報頼信紙餘白ニ「遅延承知」ト記載スヘシ

第七十條 通常電報ニ先チ送達ヲ要スル電報ニ付テハ至急ノ取扱ヲ請求スルコトヲ其ノ電報ニハ至急ト指定スヘシ
至急電報ハ電報取扱時間ニ拘ラハ之ヲ取扱フ

第二節 返信料前納

第七十一條 發信人ハ電報差出ノ際返信ニ要スル電報ノ料金を前納スルコトヲ得其ノ電報ニハ返信料前納ト指定スヘシ

前項ノ場合ニ於テ電報料ノ最少額ヲ超エテ料金を前納付スルトキハ其ノ金額ヲ指定略號ニ附記スヘシ

第七十九條 照校ヲ要スル電報ニ付テハ照校ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ照校ト指定スヘシ

第八十七條 受信人ノ居所ヲ追ヒテ送達ヲ要スル電報ニ付テハ追尾ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ追尾ト指定スヘシ

追尾電報ニハ追送スヘキ第二以下ノ居所ヲ逐次ニ記載スルコトヲ得

第九十條 左ニ掲クル電報ハ追尾電報ト爲スコトヲ得ス
一 返信料前納電報
二 受信報知電報
三 同文電報

四 汽車中ニ在ル者ノ發スル電報
第六節 再送

第九十一條 受信人ノ居所異動等ノ場合ニ於テ其ノ新居所へ再送ヲ要スル電報ニ付テハ受信人又ハ宛

【第十類】 交通・通信 第四項 電報規則

所ノ者ヨリ再送ノ取扱ヲ著信電信官署ニ請求スルコトヲ得但シ汽車中ニ在ル者ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

前項ノ電報ヲ再送スル場合ハ著信電信官署ニ於テ之ニ再送ト指定ス

第九十九條 同一電信官署ニ著シ又ハ同一市町村内ニ宛テタル電報ニシテ本文同一ナルモノニ付テハ之ヲ一括シテ同文ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ電報ニハ其ノ原信ニ同文ト指定シ一括通數ヲ附記スベシ但シ其ノ通數ハ十通ヲ超ユルトコトヲ得ス

第六六條 電報取扱時間外ニ差出ス電報ニ付テハ時間外ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ時間外ト指定スヘシ但シ電報取扱時間ニ拘ラス取扱フヘキ電報ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一百十二條 艦船ニ宛テタル電報ニシテ艦船ヲ以テ配達ヲ要スルモノニ付テハ艦船配達ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ艦船配達ト指定スヘシ發信人ノ納付シタル艦船配達料カ艦船配達ニ要ス

ル實費ニ滿タサルトキハ不足額ハ受信人ニ於テ之ヲ追納スヘシ

第百十三條 艦船ニ宛テタル電報ニシテ別使配達及舳船配達ヲ要スル場合ニ於テ發信人其ノ一方ノミヲ指定シタルトキト雖之ヲ配達シ其ノ不足料金ハ受信人ヨリ之ヲ追徴ス

●簡易生命保險法

大正五年七月法律第四十二號

改正 大正一一年法律第三六號
一五年三月第四號

第一條 簡易生命保險法ハ政府之ヲ管掌ス

第二條 簡易生命保險事業ハ保險會社之ヲ營ムコトヲ得ス

第三條 簡易生命保險ニ於テハ政府カ保險契約者又ハ第三者ノ生死ニ關シ保險金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ保險契約者カ對價トシテ政府ニ保險料ヲ支拂フヘキコトヲ約スルモノトス

簡易生命保險ノ種類被保險者ノ年齢、保險料及被

保險者ノ爲ニ積立ツヘキ金額ノ計算ノ基礎ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 簡易生命保險ノ保險金額ハ四百五十圓以下トス

同一ノ被保險者ニ付數箇ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ保險金額ノ總額ハ前項ノ制限ニ依ル

第五條 簡易生命保險ニ於テハ被保險者ノ身體検査ヲ行ハス

第六條 保險契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保險證書ヲ作成シ之ヲ保險契約者ニ交付ス

第七條 保險契約ノ效力ハ保險證書作成ノ日ニ始マル

第八條 被保險者カ保險契約ノ效力發生後二年內ニ災害又ハ傳染病豫防法第一條第一項ノ傳染病ニ因ラスシテ死亡シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險金額ノ一部ヲ支拂ハサルコトヲ得

第九條 保險契約者カ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指

定セサルトキハ被保險者ヲ以テ保險金額ヲ受取ルヘキ者トス

第十條 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其ノ第三者ハ當然保險契約ノ利益ヲ享受ス

第十一條 保險契約者ハ保險金額又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル還付金額ノ支拂ノ事由發生スル迄ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ變更スルコトヲ得但シ保險金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナル場合ニ於テ保險契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 保險金額又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル還付金額ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 前條ノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十四條 保險契約者ハ被保險者ノ同意ヲ得テ第三者ヲシテ保險契約ニ因ル權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ承繼ハ政府ニ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ政府ニ對抗スルコトヲ得ス

【第十類】 交通・通信 第四項 簡易生命保險法

第十五條 保險契約者又ハ被保險者ノ詐欺ニ因ル保險契約ハ之ヲ無効トス

第十六條 保險契約者ハ何時ニテモ保險契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ效力ヲ生ス

第十七條 保險契約者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 保險契約者保險料ヲ拂込マシテ命令ノ定ムル所ニ依リ猶豫スル期間ノ經過シタルトキハ保險契約ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ハ保險契約者カ前項ノ期間經過後一月內ニ其ノ契約ヲ保險料拂濟保險契約ニ變更セムコトヲ請求シタルトキハ之ヲ適用セス

第十九條 前條第一項ノ場合ニ於テハ保險契約者ハ保險契約ノ失效後一年內ニ限り其ノ復活ノ申込ヲ爲スコトヲ得

第二十條 前條ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保險證書ニ保險契約復活ノ旨ヲ記載ス
復活ノ效力ハ前項記載ノ日ニ發生ス

第二十一條 保險契約復活シタルトキハ始ヨリ其ノ效力ヲ失ハサリシモノト看做ス

第二十二條 第十五條及商法第四百二十九條ノ規定ハ保險契約復活ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 被保險者カ保險契約復活ノ效力發生後一年内ニ災害又ハ傳染病豫防法第一條第一項ノ傳染病ニ因ラスシテ死亡シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險金額ノ一部ヲ支拂ハサルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ被保險者カ保險契約ノ效力發生後二年内ニ死亡シタルトキハ第八條ノ規定ニ依ル

第二十四條 左ノ場合ニ於テハ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セス

- 一 被保險者カ保險契約又ハ其ノ復活ノ效力發生後二年内ニ自殺シタルトキ
- 二 被保險者カ決闘其ノ他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ
- 三 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但シ其ノ者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ政府ハ其ノ殘額ヲ

支拂フ

四 被保險者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

五 被保險者ノ死亡シタル場合ニ於テ保險契約者及保險金額ヲ受取ルヘキ者カ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ通知ヲ發セサルトキ

第二十五條 第十六條第一項、第十七條、第十八條第一項及前條ノ場合ニ於テハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ爲ニ積立タル金額ノ一部ノ還付ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ハ前條第三號ノ場合ニハ之ヲ適用セス

第二十六條 政府ハ保險契約者ノ請求アルトキハ保險契約ノ解除ニ因リ還付スヘキ金額ノ範圍内ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付ヲ爲ス
保險金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ前項ノ請求ニハ其ノ者ノ同意アルコトヲ要ス

第二十七條 前條ノ規定ニ依リ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ保險金額ヲ支拂フヘキハ貸付金及其ノ利息ハ保險金額ヨリ之ヲ控除ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正五年八月勅令第二百五號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行)

簡易生命保險令

大正五年八月十八日勅令第二百六號

改正 大正一一年八月勅令第三九五號、一五年四月第六八號

第一條 簡易生命保險ハ終身保險及養老保險トス

第二條 終身保險ニ在リテハ被保險者死亡シタルニ因リテ保險金額ノ支拂ヲ爲スモノトス

第三條 養老保險ニ在リテハ被保險者ノ生存中保險期間滿了シ又ハ其ノ期間滿了前被保險者死亡シタルニ因リテ保險金額ノ支拂ヲ爲スモノトス

- 第四條 養老保險ハ左ノ七種トス
 - 一 十年滿期養老保險
 - 二 十五年滿期養老保險
 - 三 二十年滿期養老保險
 - 四 二十五年滿期養老保險
 - 五 三十年滿期養老保險

第二十八條 當該官署カ命令ノ定ムル所ニ依リ保險金額又ハ保險契約者若ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ニ還付スヘキ金額ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ支拂ハ之ヲ有效トス

第二十九條 保險契約者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者カ簡易生命保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ簡易生命保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

第三十條 前條ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第三十一條 簡易生命保險審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 簡易生命保險ノ事務ニ關スル郵便物ハ無料ト爲スコトヲ得

第三十四條 商法第三百九十九條、第四百一條、第四百六條、第四百十七條、第四百二十八條、第四百二十八條ノ四、第四百二十九條及第四百三十二條ノ二ノ規定ハ簡易生命保險ニ之ヲ準用ス

附則

【第十類】 交通・通信 第四項 簡易生命保險令

六 三十五年満期養老保険

七 四十年満期養老保険

第五條 新ニ被保險者タルコトヲ得ル者ノ年齢ハ十八歳以上六十歳以下トス

第六條 保險證書作成ノ後被保險者ノ年齢ニ付錯誤アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ其ノ作成ノ日ノ年齢カ前條ノ範圍内ナルトキハ當初ヨリ其ノ年齢ニ基キテ保險契約ヲ爲シタルモノト看做シ其ノ年齢カ十二歳未滿ナルトキハ十二歳ニ達シタル日ニ於テ保險證書ヲ作成シタルモノト看做シ保險金額ヲ更正ス

前項ノ規定ニ依リ保險金額ヲ更正スル場合ニ於テ其ノ金額カ四百五十圓ヲ超過スルトキハ當初ヨリ最高ノ保險金額ニ基キテ保險契約ヲ爲シタルモノト看做ス

第七條 保險料ハ左ノ基礎ニ依リ計算ス

一 明治四十五年内閣統計局ノ發表シタル第二表ノ男子死亡率ニ二割ヲ増加シテ作成シタル死亡生殘表

復活ノ效力發生後六月内ナルトキ

復活ノ效力發生後死亡迄ニ拂込ムヘキ保險料ニ相當スル金額

復活ノ效力發生後一年内ナルトキ

保險金額ト復活ノ效力發生ノ日ニ於テ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額トノ差額ノ二分ノ一

第十條 簡易生命保險法第八條及第二十三條第二項ノ規定ニ依リ支拂フヘキ保險金額ハ左ノ區別ニ依ル
保險契約ノ效力發生後二年内ニシテ復活ノ效力發生後一年内ナルトキ

復活ノ效力發生ノ日ニ於テ被保

【第十類】 交通・通信 第四項 簡易生命保險令

二 年三分五厘ノ豫定利率

被保險者ノ爲ニ積立ツヘキ金額ハ前項ノ基礎ニ依リ純保險料式ヲ以テ之ヲ計算ス

第八條 簡易生命保險法第八條ノ規定ニ依リ支拂フヘキ保險金額ハ左ノ區別ニ依ル

死亡迄ニ拂込ムヘキ保險料ニ相當スル金額
保險契約ノ效力發生後二年内ナルトキ
保險金額ノ二分ノ一

前項ノ規定ニ依リ支拂フヘキ金額カ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ニ滿タサルトキハ其ノ積立テタル金額ニ依ル

第九條 簡易生命保險法第二十三條第一項ノ規定ニ依リ支拂フヘキ保險金額ハ左ノ區別ニ依リ保險契約復活ノ效力發生ノ日ニ於テ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ニ左ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

險者ノ爲ニ積立テタル金額ニ復活ノ效力發生後死亡迄ニ拂込ムヘキ保險料ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額
保險契約ノ效力發生後二年内ニシテ復活ノ效力發生後一年ヲ超ユルトキ
保險金額ノ二分ノ一

第八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十一條 簡易生命保險法第二十五條ノ規定ニ依リ還付スヘキ金額ハ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ノ百分ノ八十乃至九十八ノ範圍内ニ於テ逓信大臣ノ定ムル所ニ依ル
逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ保險契約ノ效力發生後一定ノ期間ヲ經過セサル契約ニ付テハ前項ノ金額ヲ還付セサルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ未タ拂込

ヲ爲ササル保險料ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス
附則

本令ハ簡易生命保險法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(大正五年十月一日)

附則 (大正十五年勅令第六十八號)

本令ハ大正十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ノ保險契約ニ付簡易生命保險令第六條第
二項ノ規定ヲ適用スヘキ場合ニ於テハ仍從前ノ規定
ニ依ル

昭和二年九月一日印刷
昭和二年九月五日發行

加除現行法規全書 下卷 【非賣品】

不許複製

編輯者兼 日本地方行政學會
代表者 佐伯信太郎

印刷所 大崎印刷所
印刷者 大崎福太郎

發行所 日本地方行政學會

東京市小石川區雜司ヶ谷町八十九番地

(所本製林三九町崎戶區川石小) 本製

